

世界に誇る環境主都まつえ

# 松江市一般廃棄物処理基本計画

2022－2026

(案)

令和4年 月

松 江 市

## 持続可能な開発目標（SDGs）とは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことで、

17の目標（ゴール）、169の達成基準（ターゲット）、232の指標（インディケーター）から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」との誓いのもと、持続可能な開発を進めるための指針とされています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的（ユニバーサル）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



資料：国際広報センター

# 目 次

## はじめに

### 第1章 計画策定の趣旨

第1節 松江市の概要	1
第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の性格と役割	3
第5節 計画対象廃棄物	4

### 第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の実態と分析	5
1 ごみの分別区分と排出形態	5
2 ごみ処理の流れ	7
3 ごみ排出量及び性状	10
4 ごみ減量とリサイクルの実績	17
5 ごみ処理の体制と手数料	18
6 計画の達成状況	26
7 ごみ処理に関する課題	28
第2節 ごみ処理計画の目標等	31
1 基本方針	31
2 ごみ処理計画の目標	33
第3節 施策の体系	38
第4節 4R推進プロジェクト	39
1 ごみ分別の推進	39
2 ごみを減らそう運動の推進	42
3 再利用・再生利用の推進	44
4 ごみのないまちづくり	47
第5節 環境行動プラン	49
第6節 ごみの適正処理推進プロジェクト	52
1 ごみの適正処理（ごみ処理計画）	52

### 第3章 生活排水処理基本計画

第1節 松江市の水質保全に関する状況	59
第2節 生活排水処理の状況	61
1 生活排水処理の流れ	61
2 生活雑排水処理の状況	63
3 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況	64
4 生活排水処理に関する課題	65
第3節 生活排水処理の目標と基本方針	67
1 目標	67
2 基本方針	67
3 生活排水処理の数値目標	68
第4節 生活排水の処理主体	69
第5節 生活排水の処理計画	70
1 生活排水処理人口の将来見込み	70
2 生活排水の処理計画	71
3 生活排水処理施設の整備	71
第6節 し尿・汚泥の処理計画	72
1 し尿及び汚泥の将来見込み量	72
2 収集・運搬計画	73
3 中間処理・処分計画・再資源化計画	73
4 し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の適正化	73

## 参考資料

## 第1章

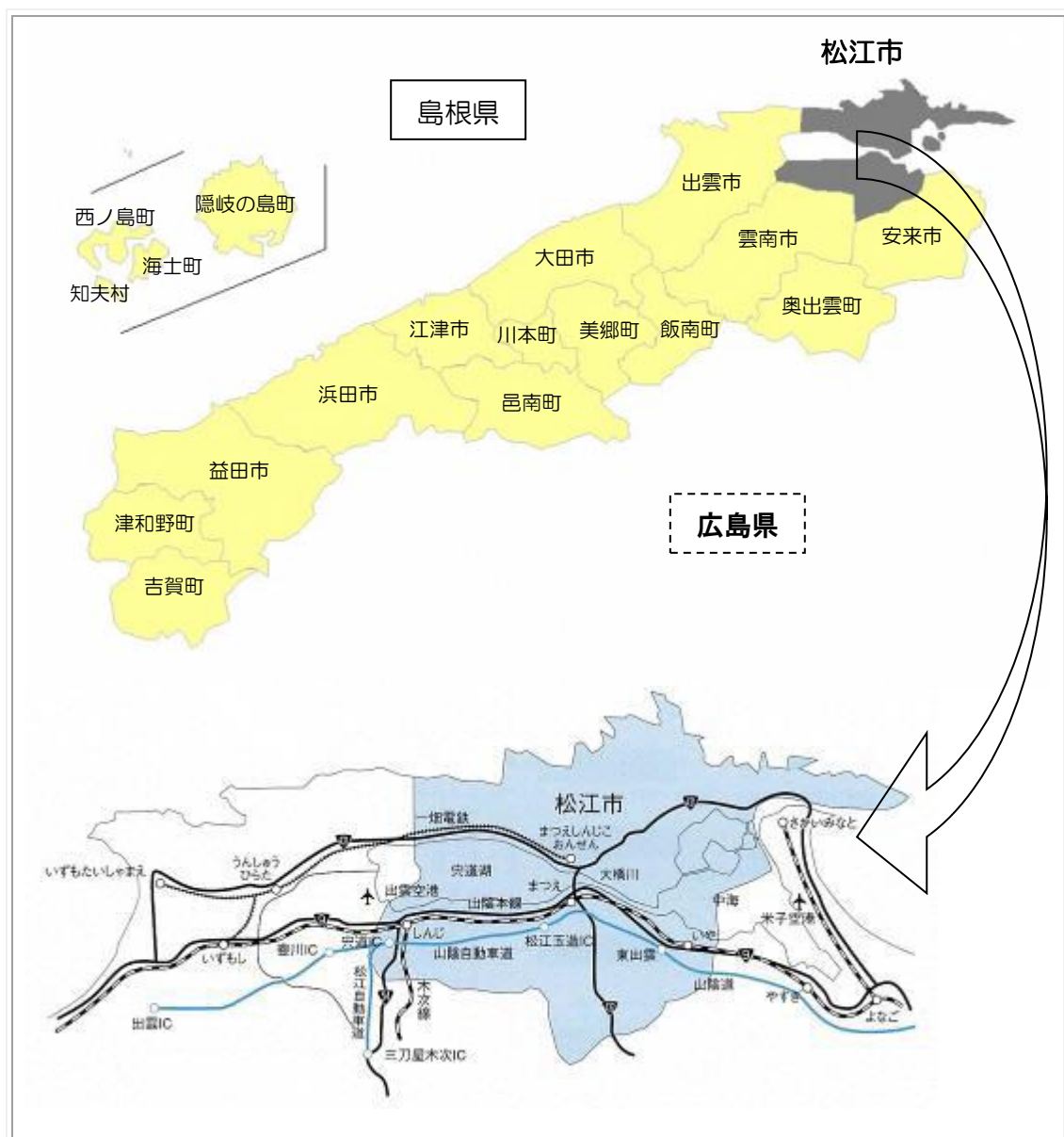
# 計画策定の趣旨

## 第1節 松江市の概要

松江市は（以下「本市」という。）、山陰地方のほぼ中央、島根県の東部にあり、東に中海、西に宍道湖を抱いて南北に広がり、北は日本海に臨んでいる。宍道湖と中海を結ぶ大橋川周辺が平地、北には枕木山をはじめ島根半島の山々が、南には山陰・山陽の分水嶺中国山地が東西に長壁を造っている。市街地は沖積地で、大橋川をはさんで南北に広がり、周囲は小丘陵が点在し自然環境に恵まれた地である。

平成17年3月31日の1市7町による合併、平成23年8月1日の東出雲町との合併を経て現在の市域となり、面積は572.99㎢となっている。

◆図 1-1-1 松江市の位置

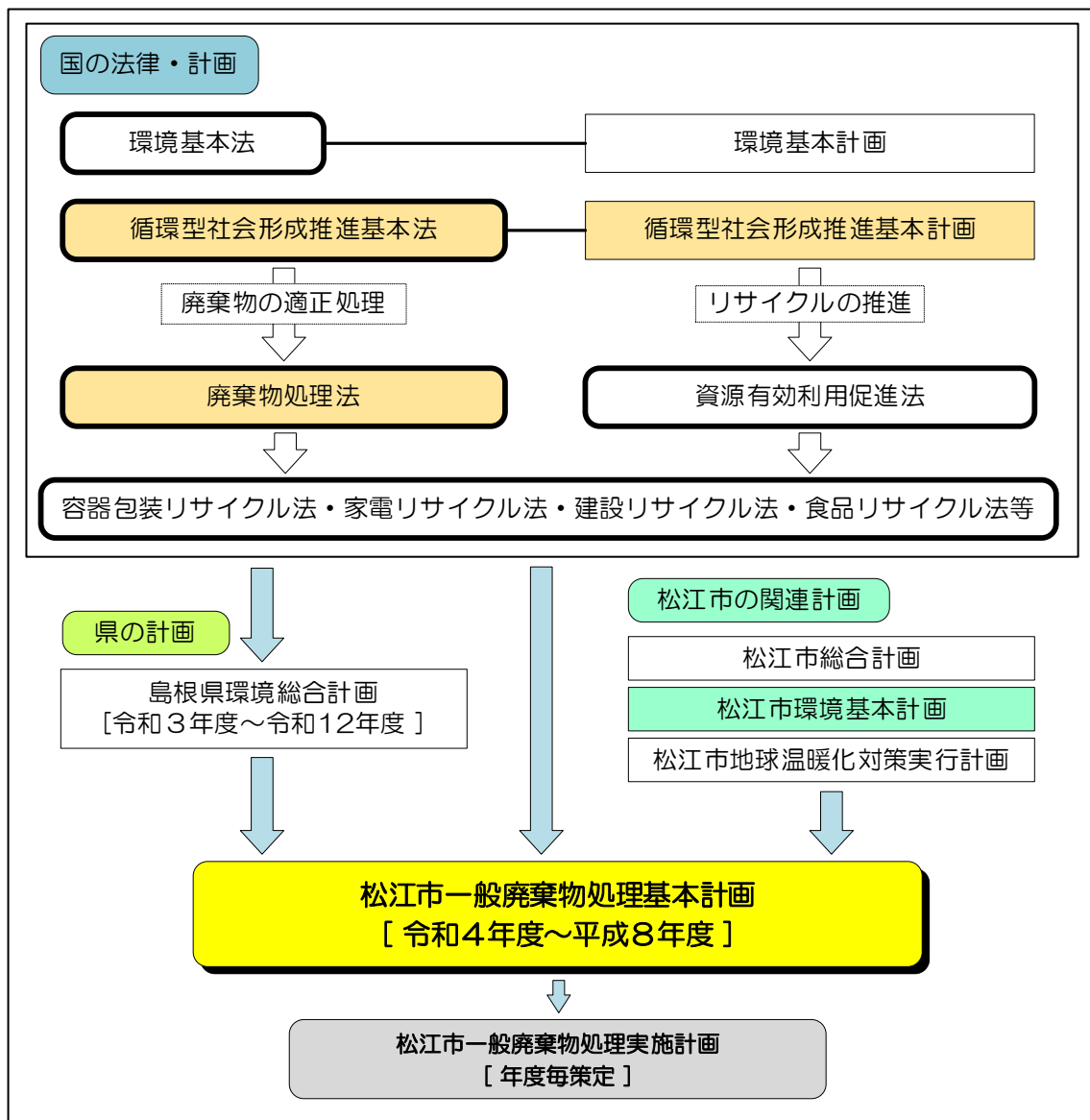


## 第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項においては、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるものとされており、さらに、廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、環境省令で定める所定の事項を定めることとされている。

松江市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、本市が廃棄物処理法第6条に基づき策定したものであり、さらに、国の法律・計画、島根県の島根県環境総合計画（令和3年3月）及び松江市の関連計画と整合するものである。

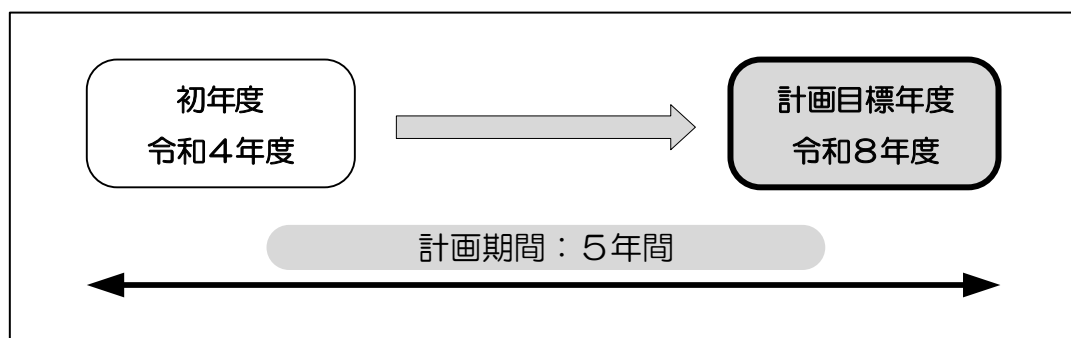
◆図 1-2-1 計画の位置づけ



### 第3節 計画の期間

本計画は、令和4年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする5か年計画とする。また、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うものとする。

◆図 1-3-1 本計画の期間



### 第4節 計画の性格と役割

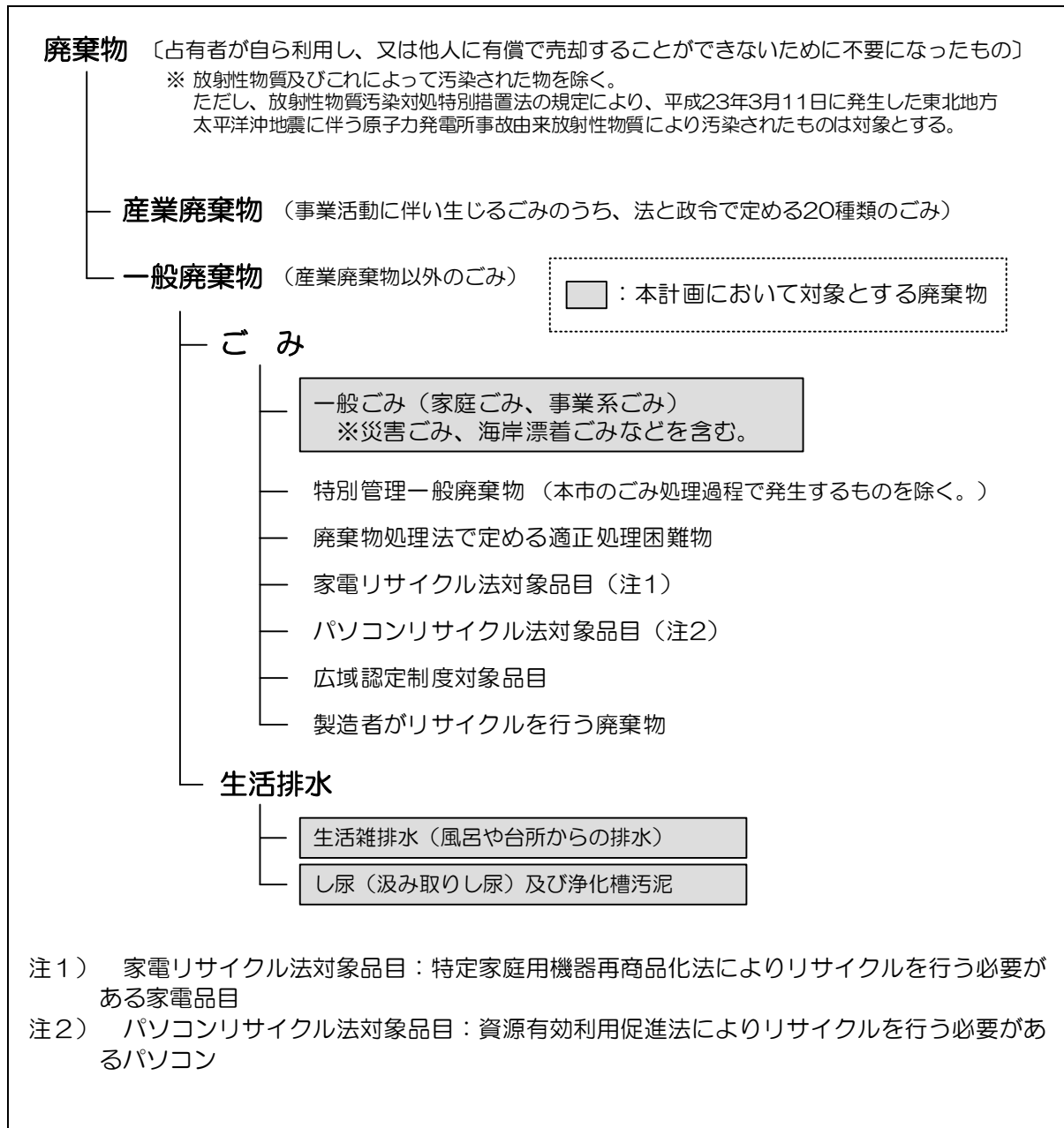
本計画は、市内で発生する一般廃棄物の処理責任を負う本市が長期的、総合的視点に立って一般廃棄物を適正に処理するために推進すべき施策・事業の基本方針を示したものである。

今後、本計画に基づき、市民・事業者・行政が共に「4R 運動の推進」、「適正処理の推進」に取り組むことにより、循環型社会を形成していくものとし、その取組状況は、広く市民に向けて「見える化」するとともに、PDCA サイクルの手法による、計画、実施、点検・評価、見直し・改善により、継続的な改善を図る。

## 第5節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物とする。本計画では、ごみと生活排水に区分する。なお、ごみのうち、他に定めのあるものは処理対象外とする。詳細は図 1-5-1 に示すとおりとする。

◆図 1-5-1 廃棄物の分類と計画対象廃棄物





## 第2章

# ごみ処理基本計画

# 第1節 ごみ処理の実態と分析

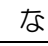
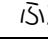
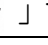
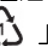
## 1 ごみの分別区分と排出形態

### 1-1 ごみの分別区分

本市の家庭系、事業系別のごみ分別区分を表 2-1-1、2-1-2 に示す。



本市の家庭系ごみの分別区分は、大きく「ごみ」と「資源ごみ」の 2 種類に分けられる。「ごみ」は、もやせるごみ、粗大ごみの 2 種類、「資源ごみ」は、金属、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、古紙・古着、缶、びん、ペットボトル、蛍光管の 8 種類の合計 10 種類としている。また、古紙・古着は新聞紙、雑誌・チラシ類、ダンボール、紙パック、シュレッダー古紙及び古着の 6 種類の細区分を設けており、これらを含めると 10 種 15 分別となる。

■■表 2-1-1 家庭系ごみの分別区分（令和 3 年度）

分別区分（種類）		ごみの具体例	
ごみ	① もやせるごみ	生ごみ、紙おむつ（汚物は取り除く。）、陶器製品、木製品、皮革製品、プラスチック製品（容器包装及びペットボトル以外）、ゴム製品、剪定枝、割れたガラス製品、割れた蛍光管、在宅医療廃棄物など	
	②粗大ごみ	指定袋に入らないごみ（スキー、スノーボード、自転車、化粧台、食器棚、たんす、ベッド、マッサージチェア、ソファー、じゅうたん など）	
資源ごみ	② 金属	なべ・やかん、小型家電製品、かさ、時計、包丁・はさみ、スプレー缶・カセットボンベ、ライター、乾電池（充電式・ボタン電池除く。） など	
	④プラスチック製容器包装	カップ・パック類、ボトル類、袋類、フィルム・ネット類、キャップ・ラベル類、トレイ類、鋭剤の容器包装、緩衝材（発泡スチロール等） など（「  」マークのあるもの）	
	⑥紙製容器包装	紙箱類、紙缶・カップ類、台紙類、酒やジュースの箱、包装紙類、紙袋類、ふた類 など（「  」マークのあるもの）	
	⑥古紙・古着	新聞紙	新聞紙
		雑誌・チラシ類	本・ノート、ラップ・トイレトペーパーの芯等も含む。
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	「  」マークのあるもの（内側が白いもの）
		シュレッダー古紙	シュレッダーした紙
	古着	シャツ、ズボン、セーター、ジャケットなど（下着類、汚れているもの、破れているもの、タオル・布団など着衣以外のものを除く。）	
	⑦缶	飲料、酒類、お菓子、お茶、缶詰の缶 など	
⑧びん	飲料、酒類、ドリンク剤、つゆ、ジャム等、飲み菓のびん など（割れたものを除く。）		
⑨ペットボトル	酢、料理酒、みりん、お茶、しょうゆ、ジュースのペットボトル（「  」マークのあるもの）		
⑩蛍光管	蛍光管（割れた蛍光管、白熱電球、LED ランプ、ハロゲンランプ等を除く。）		

本市の事業系ごみの分別区分は、大きく「ごみ」と「資源ごみ」の2種類に分けられる。「ごみ」は、もやせるごみ・もやせないごみの2種類、「資源ごみ」は、古紙、従業員の飲食に伴い発生した缶・びん・ペットボトルの4種類の合計6種類としている。また、古紙は新聞紙、雑誌・チラシ類、ダンボール、紙パック、シュレッダー古紙の5種類の細区分を設けており、これらを含めると6種10分別となる。

■■表 2-1-2 事業系ごみの分別区分（令和3年度）

分別区分（種類）		ごみの具体例	
ごみ	① もやせるごみ	紙類、木くず類、繊維くず（天然繊維50%以上のもの）、動植物性残渣、動物の糞尿及び死体 など （業種により産業廃棄物に区分されるものは除く。）	
	②もやせないごみ	従業員の飲食に伴い発生した飲料缶、菓子缶、弁当容器、菓子袋、ペットボトル、飲料びん、菓のびん など	
資源	③古紙	新聞紙	新聞紙
		雑誌・チラシ類	本・ノート、ラップ・トイレットペーパーの芯等も含む。
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	「  」マークのあるもの（内側が白いもの）
		シュレッダー古紙	シュレッダーした紙
ごみ	④缶	飲料、酒類、お菓子、お茶、缶詰の缶 など	
	⑤びん	飲料、酒類、ドリンク剤、つゆ、ジャム等、飲み菓のびん（割れたものを除く。） など	
	⑥ペットボトル	酢、料理酒、みりん、お茶、しょうゆ、ジュースなどのペットボトル（「  」マークのあるもの）	

## 1-2 ごみの排出形態

本市のごみの排出形態を表 2-1-3 に示す。

本市管内から排出されるごみは、市民が排出する家庭系ごみと事業者が排出する事業系ごみに分かれる。

家庭系ごみには、本市の収集・運搬業務委託で収集するものと、市民が自ら施設に搬入するものがある。また、収集・運搬許可業者に委託して搬入することもできる。

事業系ごみには、事業者が本市の収集・運搬許可業者に委託して収集するものと、事業者が自ら施設に搬入するものがある。

なお、本計画では、排出形態別にごみを区別する必要がある場合、市民が排出し収集・運搬業務委託で搬入するごみを「収集ごみ」、自ら又は許可業者が搬入するごみを「自己搬入ごみ」として整理する。さらに家庭系・事業系別を区別する必要がある場合は、家庭系ごみのうち、業務委託で収集するごみを「家庭系収集ごみ」、自ら搬入するごみを「家庭系自己搬入ごみ」とし、事業系ごみのうち、許可業者が搬入するごみを「事業系収集許可ごみ」、事業者自らが搬入するごみを「事業系自己搬入ごみ」として整理する。

■表 2-1-3 ごみの排出形態（令和3年度）

ごみ区分	排出者	収集・運搬	本計画での名称	
家庭系ごみ	市民	本市（業務委託）	家庭系収集ごみ	収集ごみ
		市民自らの直接搬入	家庭系自己搬入ごみ	自己搬入ごみ
		許可業者		
事業系ごみ	事業者	許可業者	事業系収集許可ごみ	
		事業者自らの直接搬入		

## 2 ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れを家庭系、事業系別に図 2-1-1(1)、(2)に示す。

### 2-1 家庭系ごみの処理の流れ

本市の一般家庭から排出されるごみは、もやせるごみ及び粗大ごみ（金属製以外）はエコクリーン松江で溶融処理を行い、金属及び粗大ごみ（金属製）はエコステーション松江で破碎・選別処理を行っている。宍道リサイクルセンター及び美保関不燃物処理場に持ち込まれた粗大ごみについては、エコクリーン松江又はエコステーション松江でそれぞれ処理を行っている。

処理困難物については、民間処理委託し、処理不適物（不燃ごみ）については、西持田不燃物処理場に埋立処分している。

また、資源ごみのうち、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、古紙・古着は川向リサイクルプラザ、缶・びん・ペットボトルは西持田リサイクルプラザにて選別処理を行っている。蛍光管はエコステーション松江で一時保管し、最終処分を民間に委託している。

エコステーション松江、西持田リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザの中間処理施設で発生する処理残渣については、エコクリーン松江で溶融処理している。また、エコクリーン松江で溶融処理後の残渣（飛灰）は西持田最終処分場に埋立処分している。

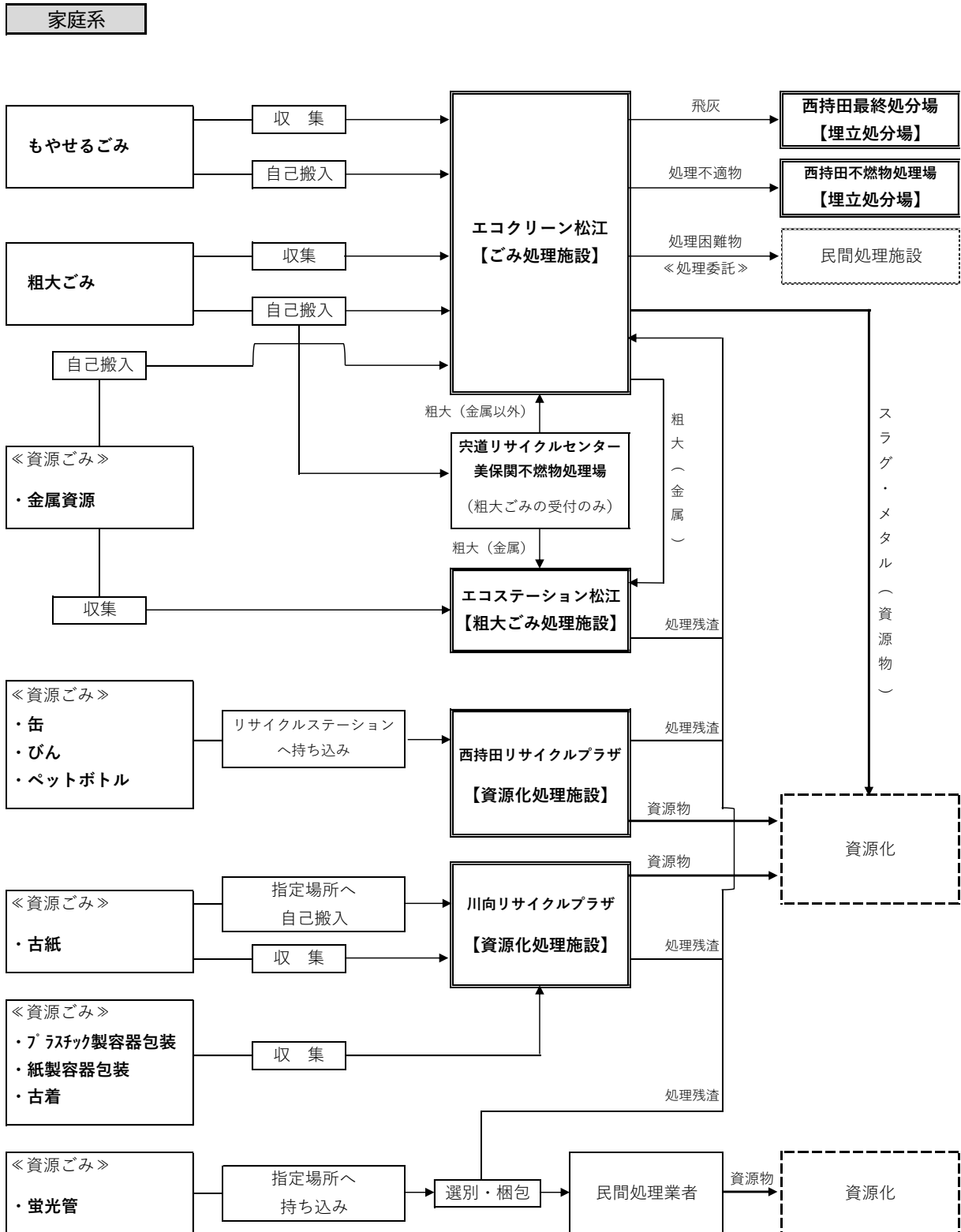
エコステーション松江、西持田リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザで選別処理された資源ごみ及びエコクリーン松江で溶融処理により発生したスラグ・メタルは資源化を行っている。

### 2-2 事業系ごみの処理の流れ

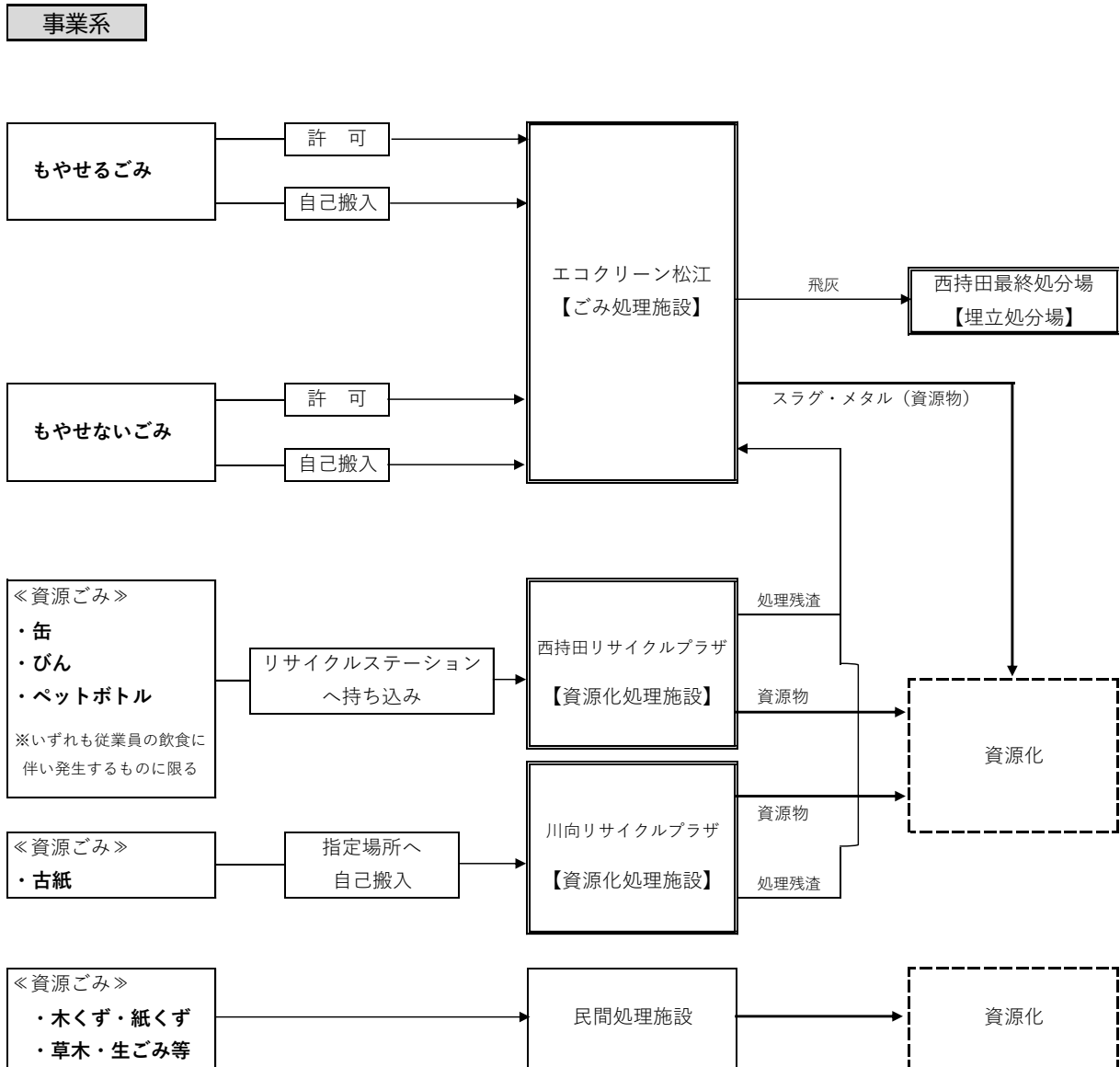
本市の事業所から排出されるもやせるごみ・もやせないごみは、エコクリーン松江で溶融処理を行っている。また、古紙は川向リサイクルプラザ、従業員の飲食に伴い発生した缶・びん・ペットボトルは西持田リサイクルプラザで選別処理を行っている。

なお、中間処理後の選別残渣の流れについては家庭系と同様である。

◆図 2-1-1 (1) ごみ処理の流れ（家庭系：令和3年度）



◆図 2-1-1 (2) ごみ処理の流れ（事業系：令和3年度）



### 3 ごみ排出量及び性状

#### 3-1 年間ごみ排出量

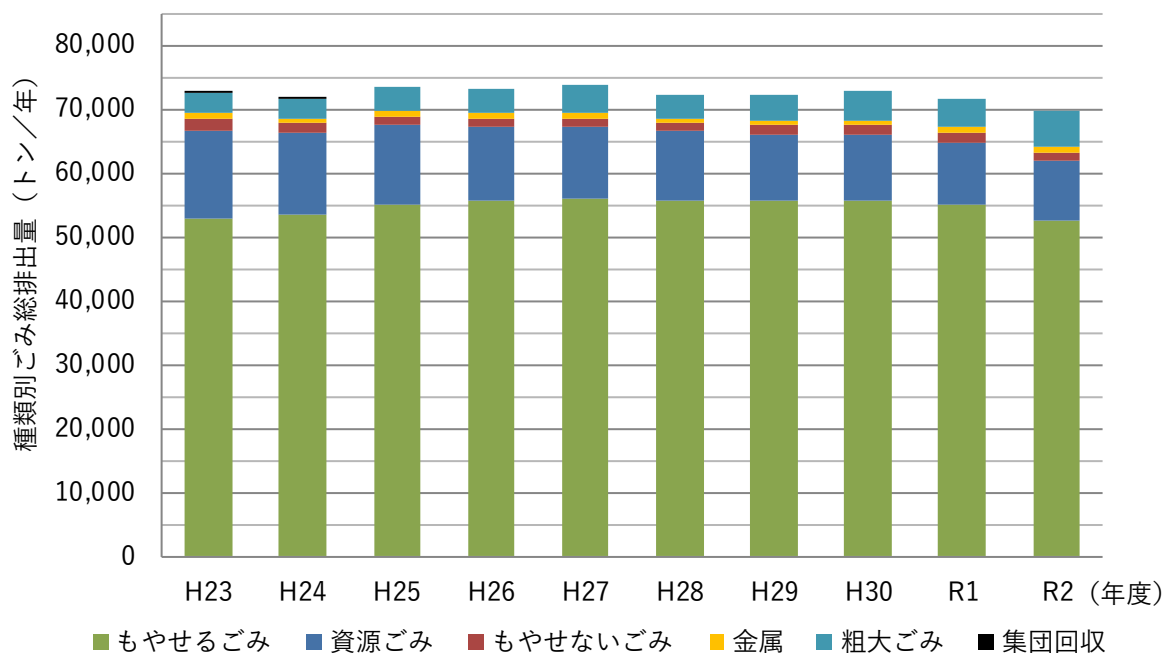
本市管内における年間ごみ量を図 2-1-2(1)、(2)、(3)に示す。

種類別ごみ総排出量中、本市施設で処理するごみの排出量は、ごみ総排出量から集団回収ごみ量を除いた量であり、平成 23 年度の 72,802 t から令和 2 年度の 69,777 t に約 3,025 t 減少している。また、令和 2 年度のごみ量は、もやせるごみは 52,811 t、もやせないごみは 1,248 t、資源ごみは 9,330 t、金属は 881 t、粗大ごみは 5,507 t である。金属と粗大ごみは増加傾向、もやせるごみ・もやせないごみ・資源ごみは減少傾向となっている。

排出形態別では、令和 2 年度は、収集ごみが 44,849 t、自己搬入ごみが 24,927 t であり、約 64% が収集ごみ、約 36% が自己搬入ごみである。収集ごみは減少傾向、自己搬入ごみは増加傾向である。

ごみ総排出量に事業者の独自ルートによる民間資源化処理量を加えたごみ発生量は、近年減少傾向にあり、令和 2 年度は 75,955 t である。

◆図 2-1-2(1) 種類別ごみ総排出量の実績

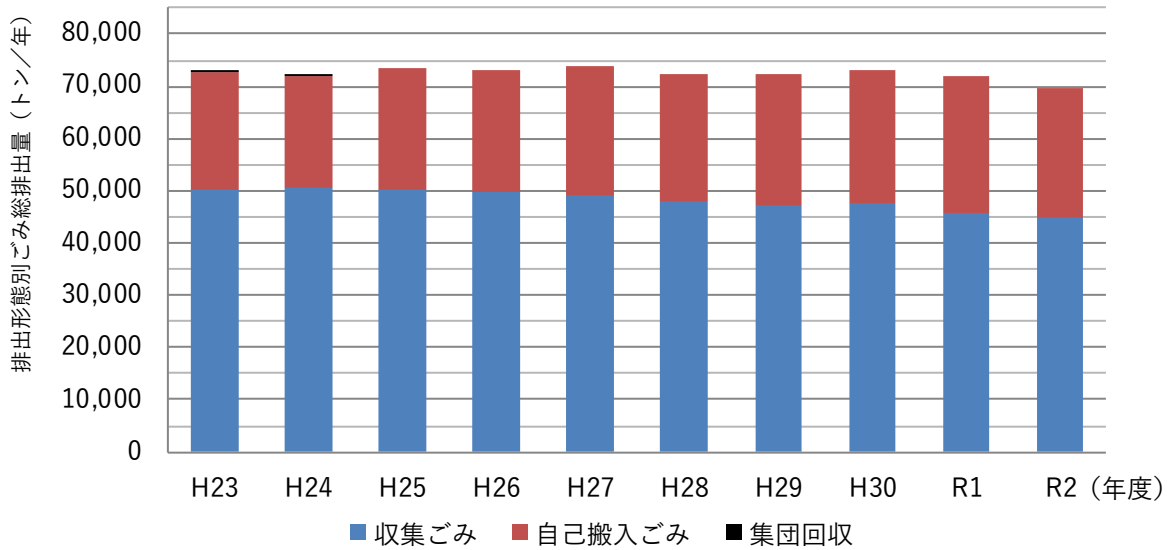


種類別ごみ総排出量

(単位：トン)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
もやせるごみ	53,035	53,521	55,162	55,718	56,174	55,858	55,891	55,850	55,233	52,811
資源ごみ	13,579	13,014	12,514	11,734	11,277	10,724	10,175	10,115	9,648	9,330
もやせないごみ	2,015	1,310	1,316	1,258	1,211	1,272	1,528	1,585	1,637	1,248
金属	828	817	787	767	780	757	748	856	794	881
粗大ごみ	3,345	3,186	3,820	3,790	4,343	3,685	4,049	4,653	4,536	5,507
集団回収	335	166	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (ごみ総排出量)	73,137	72,014	73,599	73,267	73,785	72,296	72,392	73,061	71,848	69,777

◆図 2-1-2 (2) 排出形態別ごみ総排出量の実績



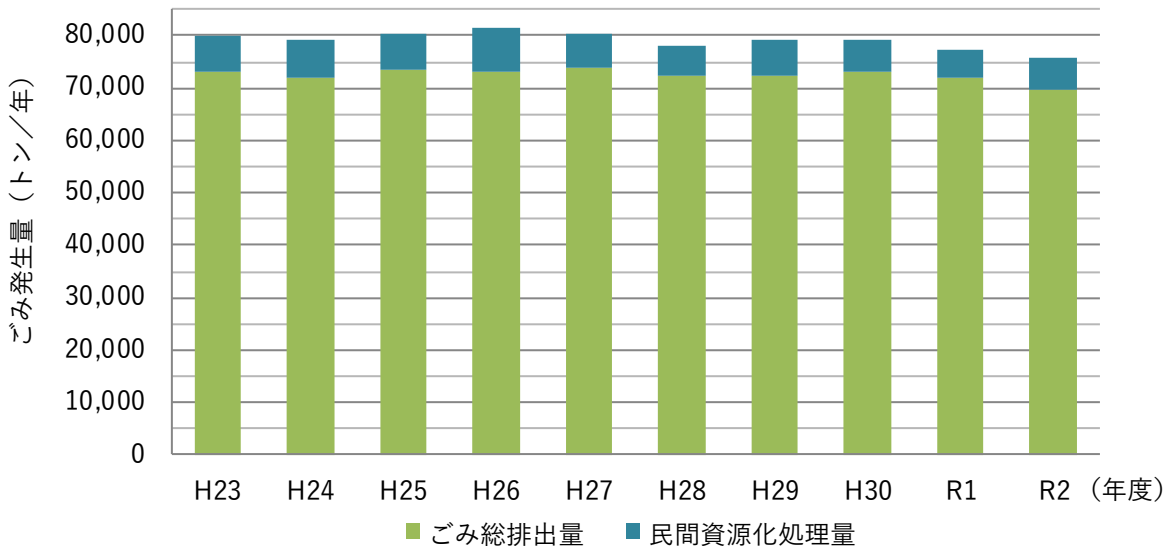
排出形態別ごみ総排出量 (単位：トン)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集ごみ	50,064	50,415	50,167	49,612	49,136	47,961	47,211	47,362	45,595	44,849
自己搬入ごみ	22,738	21,433	23,432	23,655	24,649	24,335	25,181	25,699	26,253	24,927
集団回収	335	166	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (ごみ総排出量)	73,137	72,014	73,599	73,267	73,785	72,296	72,392	73,061	71,848	69,777

※ 収集ごみ： 家庭系のもやせるごみ、金属ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、缶、びん、ペットボトル、古紙、古着、蛍光管の合計

※ 自己搬入ごみ： 収集ごみ以外の市の施設へ自己搬入されたごみ

◆図 2-1-2 (3) ごみ発生量の実績



ごみ発生量 (単位：トン)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ総排出量	73,137	72,014	73,599	73,267	73,785	72,296	72,392	73,061	71,848	69,777
民間資源化処理量	6,908	7,174	6,847	8,424	6,389	5,686	6,654	6,086	5,525	6,178
計 (ごみ発生量)	80,045	79,188	80,446	81,691	80,174	77,982	79,046	79,147	77,373	75,955

※ ごみ発生量： ごみ総排出量+民間資源化処理量

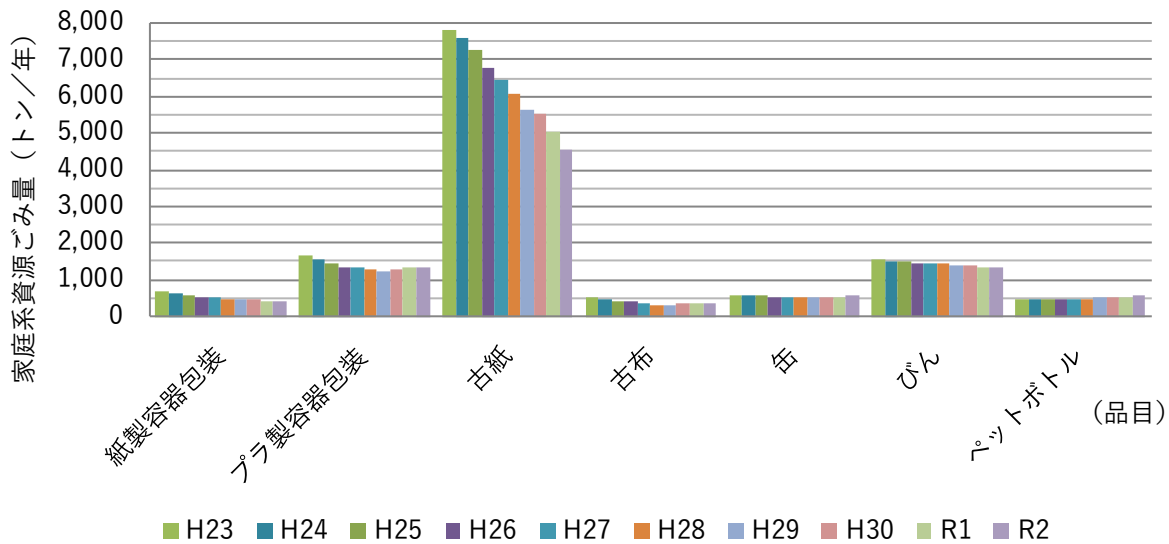
※ ごみ総排出量： 市の施設に搬入されたごみ量+集団回収ごみ (廃品回収) 量



本市管内における、家庭系資源ごみ排出量を図 2-1-2(4)に示す。

家庭系資源ごみ排出量は、平成 23 年度の 13,295 t から令和 2 年度には 9,115 t に 4,180 t 減少している。その内訳は、古紙が 3,277 t 減少（約 41.9%減少）しており、ペットボトル以外の家庭系資源ごみ排出量が減少傾向となっている。

◆図 2-1-2(4) 家庭系資源ごみ排出量の実績



家庭系資源ごみ量

(単位：トン)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
紙製容器包装	686	625	578	532	499	467	440	445	436	417
プラ製容器包装	1,683	1,532	1,453	1,354	1,318	1,280	1,240	1,276	1,314	1,337
古紙	7,828	7,591	7,285	6,801	6,461	6,069	5,632	5,500	5,021	4,551
古布	521	463	419	390	370	324	308	348	352	374
缶	585	575	565	541	522	519	519	512	517	547
びん	1,540	1,511	1,500	1,461	1,456	1,428	1,408	1,365	1,349	1,334
ペットボトル	452	463	481	456	464	484	497	527	539	555
計	13,295	12,760	12,281	11,535	11,090	10,573	10,042	9,972	9,528	9,115

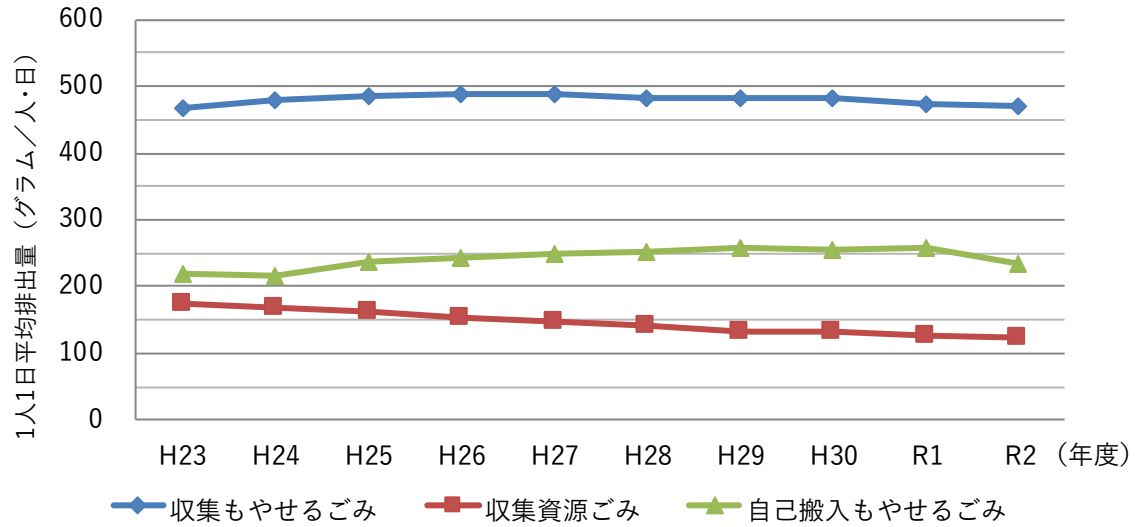
### 3-2 原単位の実績

本市における近年のごみ量の市民 1 人 1 日平均排出量（以下「原単位」という。）を図 2-1-3(1)、(2)に示す。

本市のごみ排出形態別原単位、ごみ発生量原単位とも概ね横ばいの傾向となっている。

排出形態別の原単位は、自己搬入もやせるごみが増加傾向となっており、収集資源ごみが年々減少傾向となっている。ごみ発生量原単位は、令和元年度は 1,046 g であり、平成 23 年度の 1,059 g と比較して 13 g 減少しているものの、島根県平均より 91 g、全国平均より 128 g 高い水準となっている。

◆図 2-1-3 (1) ごみ排出原単位の実績

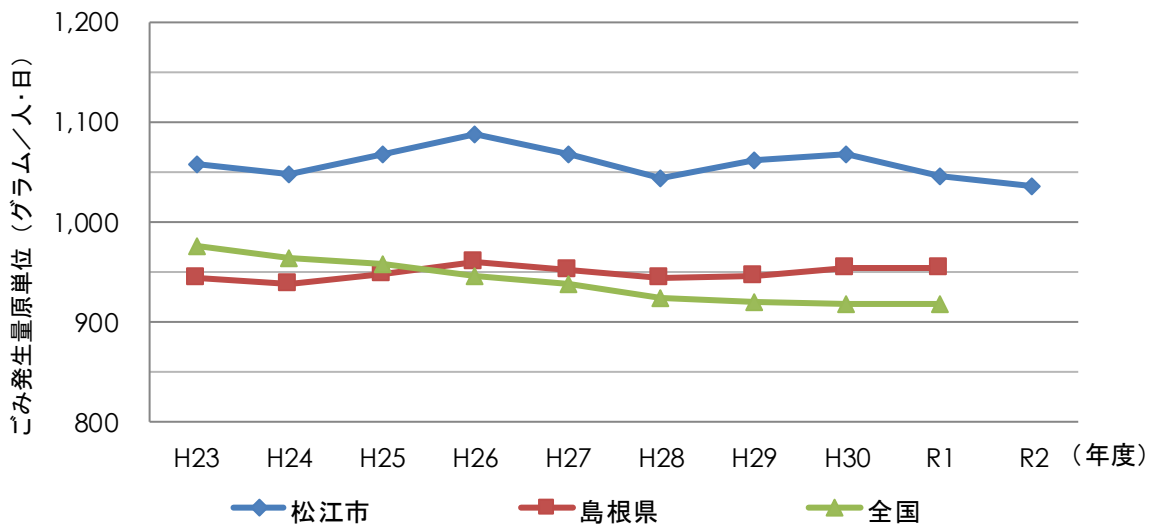


ごみ排出原単位の実績

(単位：グラム/人・日)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集もやせるごみ	468.7	480.1	484.8	489.1	489.3	483.6	482.3	482.9	473.3	471.1
収集資源ごみ	175.3	168.3	162.5	153.2	147.3	140.8	133.8	133.6	127.3	124.1
自己搬入もやせるごみ	220.6	216.5	236.9	243.4	250.6	251.7	258.1	255.0	257.8	235.7

◆図 2-1-3 (2) ごみ発生量原単位の比較



松江市のごみ発生量原単位と島根県平均値・全国平均値との比較位：グラム/人・日)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
松江市	1,059	1,047	1,068	1,088	1,069	1,045	1,062	1,068	1,046	1,035
島根県	944	939	948	960	952	944	946	954	955	—
全国	976	964	958	947	939	925	920	918	918	—

※ 原単位：ごみ量 (t) × 10<sup>6</sup> ÷ 行政区域内人口 (人) ÷ 年間日数 (365 日又は 366 日)

※ ごみ発生量原単位：ごみ発生量 (ごみ総排出量 + 民間資源化处理量) を 1 人 1 日あたりに換算した量

注：令和 2 年度は、島根県、全国は現時点で未公表

### 3-3 ごみの性状

本市の家庭系もやせるごみ、事業系もやせるごみ・もやせないごみの組成分析調査結果を図 2-1-4 (1)、(2) に示す。

令和 2 年度におけるごみの性状として、家庭系もやせるごみは、ちゅう芥類（調理くずなどの生ごみ）が 36.9%と最も多く、次いでその他紙 14.8%となっている。

事業系もやせるごみでは、その他紙が 25.1%と最も多く、次いで紙おむつ等が 24.5%となっている。

事業系もやせないごみについては、その対象を従業員の飲食に伴う弁当がら・缶・びん・ペットボトルとしているが、それらの割合は 17.8%に留まっており、それ以外の廃プラスチック（産業廃棄物）が 54.3%、紙類が 2.7%（紙製容器包装 0.3%、古紙類 1.4%、その他紙類 1.0%）、ちゅう芥類が 13.2%（手付かず食品 8.1%を含む。）を占めている。

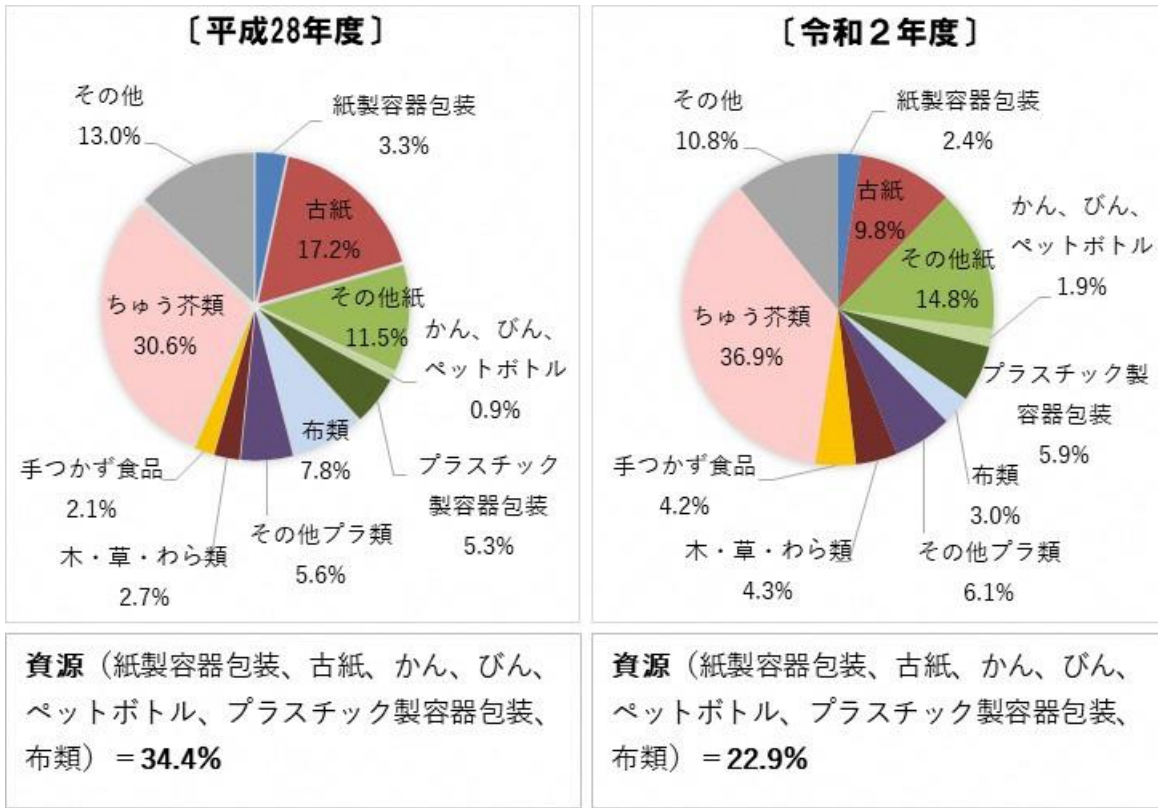
いずれのごみにも資源として排出できるものが含まれており、家庭系もやせるごみでは、古紙類 9.8%、布類 3.0%、プラスチック製容器包装 5.9%、紙製容器包装 2.4%、缶 0.5%、びん 1.1%、ペットボトル 0.3%の合計 22.9%が資源化可能なものとなっており、事業系もやせるごみでは古紙類 6.6%が挙げられる。事業系もやせないごみでは、缶・びん・ペットボトル 7.1%が挙げられる。

表 2-1-4 (3) に、平成 28 年度と令和 2 年度の主な値の変動の比較（事業系もやせないごみについては平成 27 年度と令和 2 年度との比較）を示す。

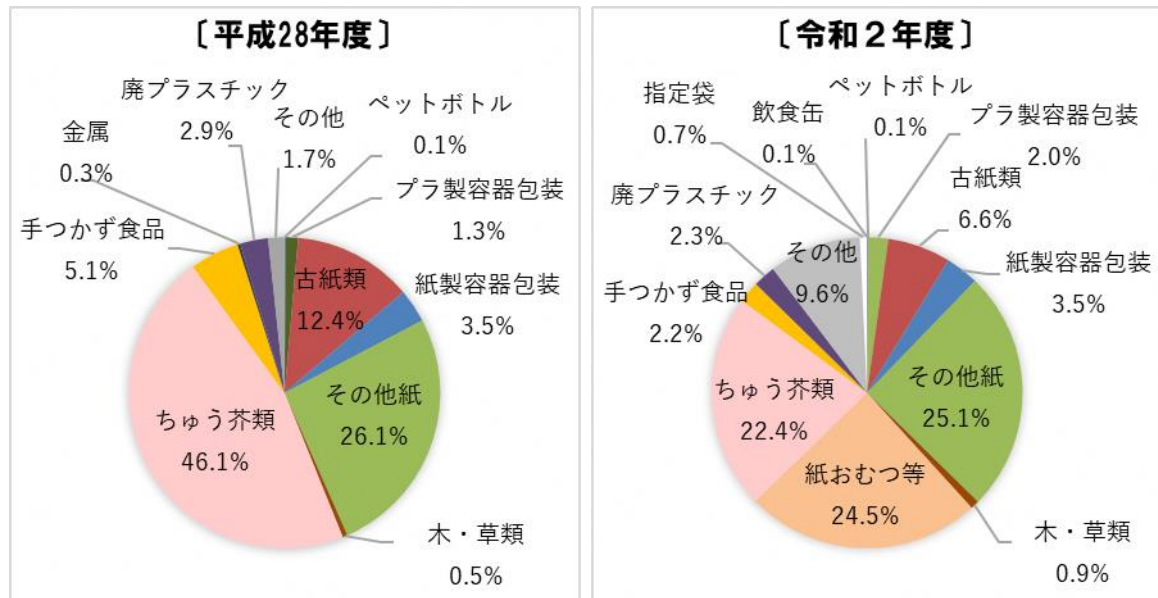
主な変動は、家庭系もやせるごみでは、古紙などの資源化が可能なごみの割合が 34.4%から 22.9%に減少している。事業系もやせるごみでは、資源化が可能な古紙類が 12.4%から 6.6%に減少しており、またちゅう芥類と手つかず食品の合計が 51.2%から 24.6%に減少している。事業系もやせないごみでは、産業廃棄物に分類されるその他プラ類が 52.4%から 54.3%に増加している。

◆図 2-1-4 (1) ごみの性状 (湿重量ベース)

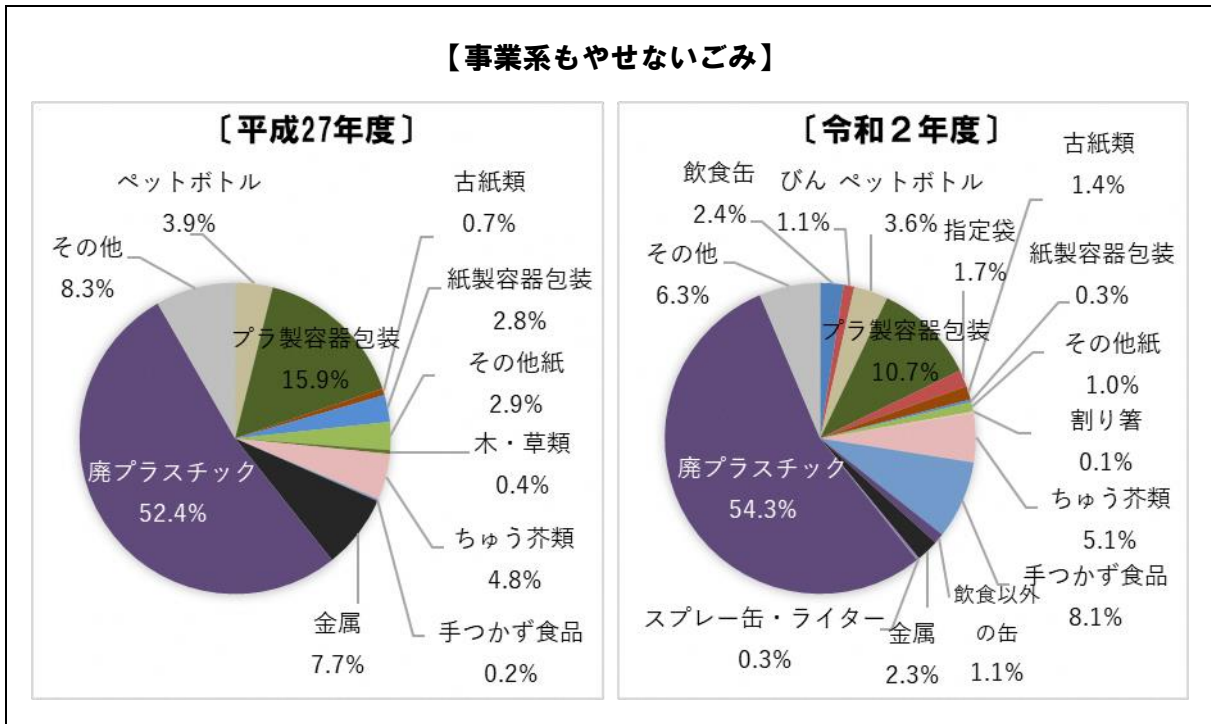
【家庭系もやせるごみ】



【事業系もやせるごみ】



◆ 図 2-1-4 (2) ごみの性状 (湿重量ベース)



■■表 2-1-4 (3) 主な値の変動

ごみの種類 (袋)	内容物	平成 28 年度	令和 2 年度
家庭系もやせるごみ	資源化可能 (紙製容器包装+古紙+缶+びん+ペットボトル+プラスチック製容器包装+布類)	34.4%	22.9%
事業系もやせるごみ	資源化可能 (古紙類)	12.4%	6.6%
	ちゅう芥類+手つかず食品	51.2%	24.6%
事業系もやせないごみ	その他プラ類 (産業廃棄物)	52.4% (平成 27 年度)	54.3%

## 4 ごみ減量とリサイクルの実績

本市管内の平成 23 年度から令和 2 年度までのごみ発生量、リサイクル率、最終処分量の実績を表 2-1-5(1)に示す。

ごみ発生量は、平成 23 年度の 80,045t から令和 2 年度には 75,955t に減少している。

リサイクル量は、民間資源化量を含め、平成 23 年度の 26,828t から令和 2 年度には 21,179t に減少している。

リサイクル率は、民間資源化量を含め、平成 23 年度の 33.5%から令和 2 年度には 27.9%に低下している。

最終処分量は、エコクリーン松江が稼働する以前の平成 22 年度の 11,635t と比べると大幅に減少し、令和 2 年度には 2,158t となっている。

本市のリサイクル率と最終処分率を令和元年度の島根県平均及び全国平均と比べると、リサイクル率は島根県平均、全国平均とも上回っており、最終処分率は島根県平均及び全国平均よりも低く抑えられている。

■■表 2-1-5(1) 本市のごみ発生量・リサイクル率・最終処分量等の推移

	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ発生量	t	80,045	79,188	80,446	81,691	80,174	77,982	79,046	79,147	77,373	75,955
リサイクル量	t	26,828	25,931	26,228	24,895	23,693	22,173	23,219	21,934	20,788	21,179
リサイクル率	%	33.5	32.7	32.6	30.5	29.6	28.4	29.4	27.7	26.9	27.9
(民間資源化量除く)	%	29.1	28.1	27.9	25.0	25.4	24.8	25.2	24.2	23.5	24.2
最終処分量	t	2,197	1,788	1,950	2,145	2,528	2,262	2,186	2,297	2,078	2,158
最終処分率	%	2.7	2.3	2.4	2.6	3.2	2.9	2.8	2.9	2.7	2.8

※リサイクル量：ごみとして排出されたもののうち、再資源化した量

※リサイクル率：ごみ発生量に対するリサイクル量の割合

※最終処分量：飛灰、施設処理残渣などを埋立処分した量

※最終処分率：ごみ発生量に対する最終処分量の割合

■■表 2-1-5(2) 島根県平均、全国平均との比較(令和元年度)

	リサイクル率	最終処分率
本市	26.9%	2.7%
島根県平均	23.1%	8.8%
全国平均	19.6%	8.9%

## 5 ごみ処理の体制と手数料

### 5-1 収集・運搬

本市のごみ分別区分ごとの収集運搬及び排出方法の概要を表 2-1-6、2-1-7 に示す。

家庭系ごみは、缶・びん・ペットボトルについては常設リサイクルステーションへ排出し、蛍光管については一部のリサイクルステーションに併設した回収ボックスへ排出する。粗大ごみについては事前の電話、メールによる申込みにより指定された場所での戸別収集、それ以外のごみについてはごみ集積所へ排出するものとしている。

また、もやせるごみ・金属・紙製容器包装・プラスチック製容器包装は、指定袋制を導入している。

収集体制については、全て業務委託である。ただし、引っ越し時などの一時多量ごみは、施設へ自己搬入するか、又は許可業者により収集運搬するものとしている。

事業系ごみは、収集・運搬許可業者か排出者による自己搬入としている。平成 28 年度から缶・びん・ペットボトルについては、指定場所のほか常設リサイクルステーションへ排出することとしている。

■■表 2-1-6 家庭系ごみの収集運搬・排出方法の概要（令和 3 年度）

区分（種類）		排出場所	排出方法	収集頻度	収集体制	
もやせるごみ		ごみ集積所	指定袋	週 2 回	業務委託	
粗大ごみ		指定場所	（そのまま）	年度 2 回（電話、メールで申込）		
資源ごみ	金属	ごみ集積所	指定袋	月 1 回		
	プラスチック製容器包装			週 1 回		
	紙製容器包装			月 2 回		
	古紙・古着	新聞紙	ごみ集積所	ひもで十字に縛る		2 週に 1 回
		雑誌・チラシ類				
		ダンボール				
		紙パック				
		シュレッダー古紙				
	古着	透明な袋				
	缶(飲食用)	リサイクルステーション	（そのまま）	随時		
びん(飲食用)						
ペットボトル(飲食用)						
蛍光管	回収ボックス	できるだけ紙筒、紙箱に入れる	随時			
一時多量ごみ		指定場所	（そのまま）	随時	・自己搬入 ・許可業者	

■■表 2-1-7 事業系ごみの収集運搬・排出方法の概要（令和3年度）

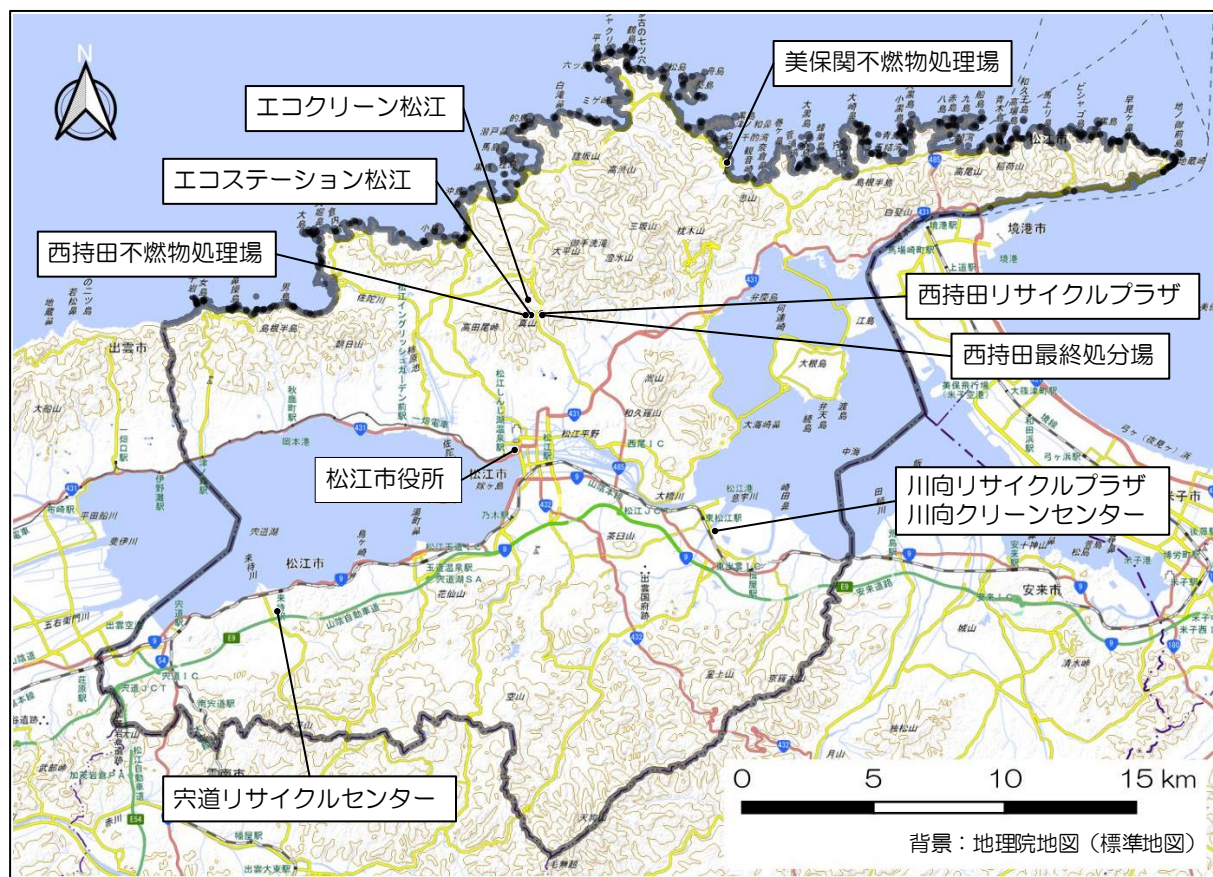
区分（種類）		排出場所	排出方法	収集頻度	収集体制
もやせるごみ		指定場所	指定袋	随時	許可業者
もやせないごみ					
資源ごみ	古紙	新聞紙	ひもで十字に縛る		自己搬入
		雑誌・チラシ類			
		ダンボール			
		紙パック			
		シュレッダー古紙	透明な袋		
	缶(飲食用)	・指定場所 ・リサイクルステーション	(そのまま)		
	びん(飲食用)				
ペットボトル(飲食用)					
一時多量ごみ		指定場所			

◆ごみ収集の様子





◆ 一般廃棄物処理施設位置図



## 5-2 中間処理

本市が管理する中間処理施設の概要を表 2-1-8 に示す。

もやせるごみ、粗大ごみ（金属製以外）などについては、エコクリーン松江で溶融処理している。

金属・粗大ごみ（金属製）はエコステーション松江で処理している。

また、缶・びん・ペットボトルを西持田リサイクルプラザで、紙製容器包装・プラスチック製容器包装・古紙・古着を川向リサイクルプラザで、再資源化のため選別、圧縮等の処理を行っている。

■表 2-1-8 中間処理施設の概要（令和 3 年度）

施設名	処理対象	処理能力	供用開始
エコクリーン松江	もやせるごみ、粗大ごみ（金属製以外）、もやせないごみ	255t/日	H23.4
エコステーション松江	金属・粗大ごみ（金属製）	59t/5h	H14.4
西持田リサイクルプラザ	資源ごみ（缶・びん・ペットボトル）	16t/5h	H10.10
川向リサイクルプラザ	資源ごみ （プラスチック製容器包装、紙製容器包装、古紙・古着）	64t/5h	H14.10

参考： 宍道リサイクルセンター、美保関不燃物処理場では、粗大ごみの自己搬入受付を行っている。

◆エコクリーン松江



◆溶融炉と燃焼室の働き（エコクリーン松江）



◆エコステーション松江





◆西持田リサイクルプラザ



◆ペットボトルの圧縮梱包の様子（西持田リサイクルプラザ）



◆川向リサイクルプラザ



◆手選別コンベヤ（川向リサイクルプラザ）



◆古紙の圧縮梱包の様子（川向リサイクルプラザ）



### 5-3 最終処分

本市が管理する最終処分場の概要を表 2-1-9 に示す。

現在稼働中の最終処分場は、西持田不燃物処理場及び西持田最終処分場の 2 施設である。西持田不燃物処理場では、エコクリーン松江の溶融不適物である火災ごみや海岸漂着ごみ等の埋立を行っており、西持田最終処分場では、エコクリーン松江から排出される処理残渣(飛灰)の埋立を行っている。

■■表 2-1-9 最終処分場の概要（令和 2 年度）

施設名	処理対象	埋立容量	残余容量 (令和 2 年度末現在)	供用開始時期
西持田不燃物処理場	溶融不適物	545,000 m <sup>3</sup>	59,307m <sup>3</sup>	S63.6
西持田最終処分場	溶融飛灰	156,641 m <sup>3</sup>	19,420m <sup>3</sup>	H2.4

参考： 姫津埋立処分場(残余容量 10,071 m<sup>3</sup>)、宍道不燃物処理場(残余容量 5,760 m<sup>3</sup>)  
については、本計画に含めない。

#### ◆西持田不燃物処理場



#### ◆西持田最終処分場



### 5-4 ごみ処理手数料

本市管内から排出されるごみの処理手数料等を表 2-1-10 に示す。

家庭系ごみでは、もやせるごみ・金属・紙製容器包装・プラスチック製容器包装を収集に出す場合、指定袋を購入することで手数料を支払うものとしている。また、粗大ごみの回収は 1 個につき 763 円（1 世帯あたり年度内 2 回までの粗大ごみを回収、1 回あたり 2 個まで回収）の手数料を支払うものとしている。なお、施設へごみを自己搬入（直接搬入）する場合は、搬入 1 回あたり 50kg 以下は 500 円、以後 10kg 増すごとに 80 円を加算して手数料を支払うものとしている。

一方、事業系ごみでは、本市の指定袋に入れ許可業者に収集運搬を委託するか自己搬入することとしている。ごみを自己搬入する場合は、搬入 1 回あたり 100kg 以下は 2,030 円、以後 10kg 増すごとに 200 円を加算して手数料を支払うものとしている。なお、古紙は、本市が指定した場所へ、従業員の飲食に伴う缶・びん・ペットボトルは、リサイクルステーションに排出する場合は無料としている。

■■表 2-1-10 処理手数料等（令和3年度）

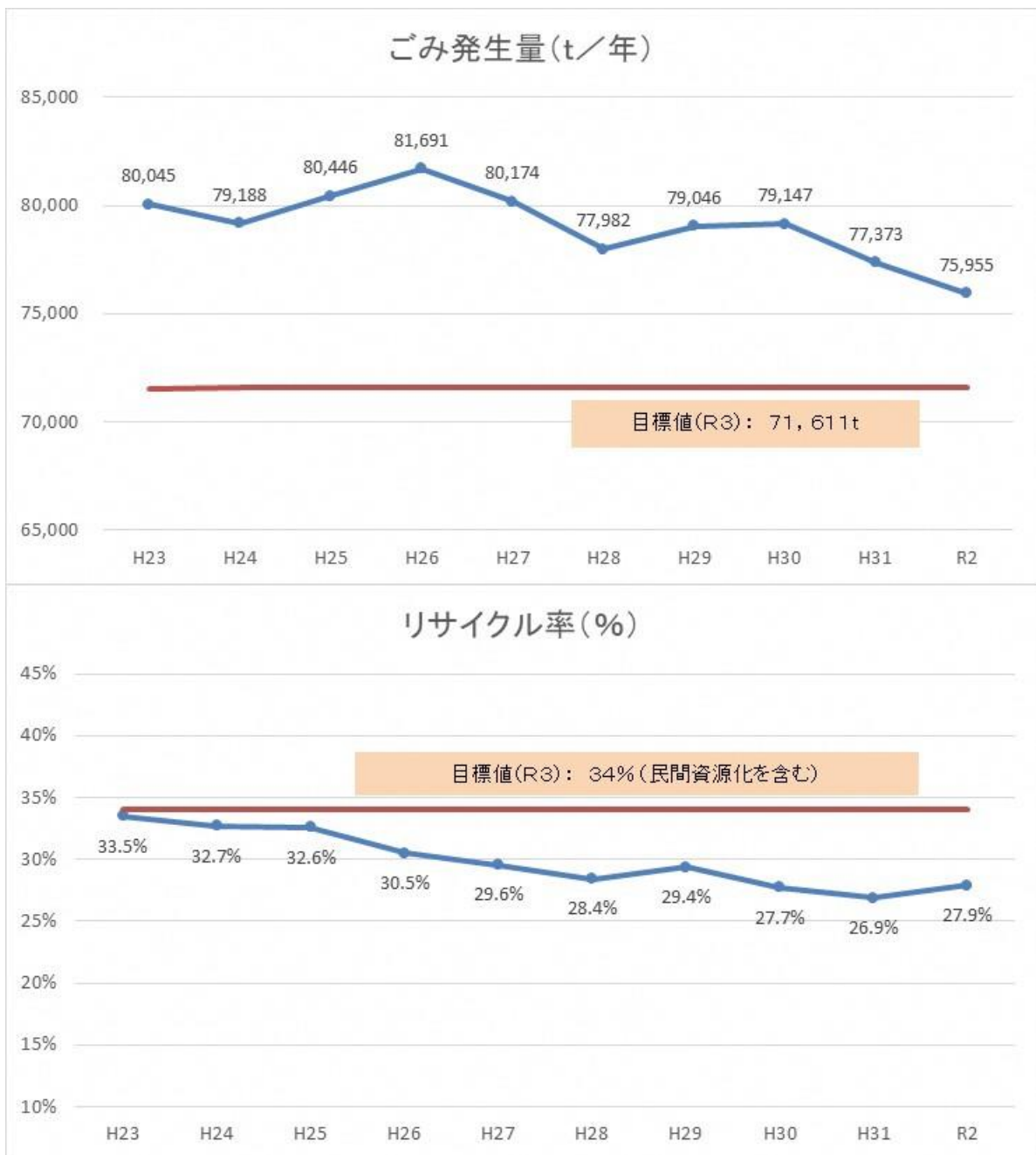
区分	収集運搬	処理手数料等															
家庭系	収 集	(税込)															
	指定袋	<table border="1"> <thead> <tr> <th>大きさ</th> <th>もやせるごみ</th> <th>金属 紙製容器包装 プラスチック製容器包装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 (45リットル)</td> <td>61円/枚</td> <td>19円/枚</td> </tr> <tr> <td>中 (30リットル)</td> <td>40円/枚</td> <td>16円/枚</td> </tr> <tr> <td>小 (20リットル)</td> <td>27円/枚</td> <td>14円/枚</td> </tr> <tr> <td>極小 (10リットル)</td> <td>13円/枚</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	大きさ	もやせるごみ	金属 紙製容器包装 プラスチック製容器包装	大 (45リットル)	61円/枚	19円/枚	中 (30リットル)	40円/枚	16円/枚	小 (20リットル)	27円/枚	14円/枚	極小 (10リットル)	13円/枚	—
大きさ	もやせるごみ	金属 紙製容器包装 プラスチック製容器包装															
大 (45リットル)	61円/枚	19円/枚															
中 (30リットル)	40円/枚	16円/枚															
小 (20リットル)	27円/枚	14円/枚															
極小 (10リットル)	13円/枚	—															
		粗大ごみ															
		763円/個															
	自己搬入	1回あたり 50kg 以下は 500 円、以後 10kg 増すごとに 80 円を加算															
事業系	許可業者 自己搬入	(税込)															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>もやせるごみ</th> <th>もやせないごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回あたり 100kg 以下は 2,030 円</td> <td>1回あたり 100kg 以下は 2,030 円</td> </tr> </tbody> </table>	もやせるごみ	もやせないごみ	1回あたり 100kg 以下は 2,030 円	1回あたり 100kg 以下は 2,030 円											
もやせるごみ	もやせないごみ																
1回あたり 100kg 以下は 2,030 円	1回あたり 100kg 以下は 2,030 円																
		以後 10kg 増すごとに 80 円を加算															
		指定袋の大きさは、45 リットル、30 リットルの 2 種類															

## 6 計画の達成状況

平成29年3月に本計画の前計画となる松江市一般廃棄物処理基本計画(以下「既定計画」という。)を策定している。既定計画においては、令和3年度を数値目標年度とし、ごみ発生・排出抑制、再資源化、最終処分量の達成すべき目標を掲げている。これらの数値目標と令和2年度の実績との比較を図2-1-5に示す。

令和2年度の実績では、本市管内のごみ発生量及びリサイクル率について、目標の達成が厳しい状況である。最終処分量については令和元年度に目標を達成したが、令和2年度においては再び目標を下回っている。

◆図2-1-5 既定計画の達成状況





	R2 年度	R3 年度 (数値目標年度)	目標との乖離
ごみ発生量 (t)	75,955 t	71,611 t	4,344 t
リサイクル率 (%)	27.9%	34%	6.1 ポイント
最終処分量 (t)	2,158 t	2,080 t	77 t



## 7 ごみ処理に関する課題

### 7-1 排出抑制に関する事項

本市管内のごみ発生量の排出原単位（1人1日当たりごみ排出量）は、令和元年度は1,046gであり、平成23年度の1,059gと比較して概ね横ばいの傾向となっている。しかし、令和元年度で比較すると、島根県平均より91g、全国平均より128g高い水準となっている。

また、排出形態別に排出原単位を見ると、収集もやせるごみは概ね横ばい、自己搬入もやせるごみは増加傾向となっており、収集資源ごみが年々減少傾向となっている。

現状では、既定計画のごみ発生・排出抑制目標としたごみ発生量は達成が困難であり、生ごみの水切り、食べ残し・売れ残り・期限を越えた食品など本来食べられたはずの「食品ロス」の削減など、ごみの減量化を強化していくことが必要である。

また、さらなる分別の推進が必要であり、そのためには、SNSを活用するなどのより効果的な情報発信、啓発の手段が必要となる。

生活環境保全推進員制度については、地区によって活動に差があることが課題であり、定期的な情報交換、各地区での研修を増やす必要がある。

### 7-2 収集・運搬に関する事項

本市のごみ収集は、良好な環境と美化が図られること、また、収集業務の効率を高めるために、ごみ集積所収集方式を基本としている。

しかしながら、集積所を設置する土地がない、高齢や障がいなどの個別の理由で集積所に出すことができないなど、個々の事情を勘案し、必要と認めた場合は戸別収集を行っている。

現在、「ごみ集積施設整備事業補助金」などの効果により集積所の数が増加している。今後は補助金制度をより使いやすいものとし、集積所収集方式を確保できるよう努めていくとともに、一方で、戸別収集個所も増加していることから、その状況に合わせた収集・運搬体制をとっていく必要がある。

事業系もやせないごみについては、現在、エコクリーン松江に搬入し溶融処理を行っている。今後、「プラスチック資源循環促進法」の施行に向けた国の動向を注視しながら、事業所ごみの分別区分等の検討を進めていく必要がある。

### 7-3 中間処理に関する事項

エコクリーン松江・エコステーション松江・川向リサイクルプラザ・西持田リサイクルプラザの安定稼働が必要である。

缶・びん・ペットボトルの処理については、中間処理施設（西持田リサイクルプラザ）の耐用年数が大幅に超えているため、施設の老朽化に伴う施設整備の方針を検討していく必要がある。

「使用済み小型家電機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に伴う、対象品目の選定、収集方法及び再資源化について検討していく必要がある。

## 7-4 最終処分に関する事項

西持田不燃物処理場・西持田最終処分場の引き続きの適正な維持管理が必要である。

現状では、既定計画のごみ発生・排出抑制目標とした最終処分量は概ね達成できたが、更なるごみの減量化と再資源化によって延命化を図ることや、既存の最終処分場の有効活用や処分方法などについて検討する必要がある。

## 7-5 資源化に関する事項

ごみの組成分析調査結果によると、家庭系もやせるごみには、古紙、プラスチック製容器包装など資源化が可能なものが含まれており、事業系もやせるごみにも、古紙が含まれていることが判った。この資源化が可能なものの中には、汚れがひどくリサイクルできないものや、水分を含んだ古紙なども含まれているが、資源として排出可能なものも含まれているため、市民や事業者のリサイクルへの協力により、分別によるリサイクル量の拡大をさらに推進していく必要がある。

資源ごみ排出原単位は、平成 23 年度以降年々減少しているため、今後さらに市民、事業所が一体となってリサイクルの推進に向けて取り組んでいく必要がある。

また、「プラスチック資源循環促進法」の施行により、プラスチック製品のリサイクルに向けた取組みが求められる。現在本市では、家庭のプラスチック製品はもやせるごみとして収集し、エコクリーン松江での溶融による「サーマルリサイクル」を行っているが、今後の取組みについて、国の動向を注視しながら、検討を進めていく必要がある。

## 7-6 その他の事項

- ・ 不法投棄について、依然としてなくなる状況が続いている。不法投棄は、美観を損ね、危険・有害な投棄物によって市民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあるため、廃棄物の適正処理に向けて重点的な対策が必要である。
- ・ 海岸漂着物について、日本海沿岸には、絶えず漂着物が流れ着き、美しい景観を損ねている。関係機関等と協力して海岸漂着物対策に取り組んでいく必要がある。
- ・ 近年、全国各地で自然災害が頻発している。災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理については、本市においても平成 30 年度に「松江市災害廃棄物処理計画」を策定した。令和 3 年度には島根町の大規模火災、7 月・8 月の大雨による災害廃棄物の処理を行った。今後、それらを踏まえ、災害廃棄物の処理がより迅速に実施できるよう平時の準備を進めていく必要がある。
- ・ 新型コロナウイルス等の感染症の流行下においても、一般廃棄物の処理は市により安定的に実施されなければならないため、廃棄物処理に関連する者が罹患した場合などに備え、業務が継続的に実施されるよう、計画を状況に応じて随時見直ししていく必要がある。

◆不法投棄物（林道下）の状況



◆海岸漂着物の状況



## 第2節 ごみ処理計画の目標等

### 1 基本方針

本市は、『世界に誇る環境主都まつえ』を目指していくまちの姿を基本理念とし、様々な施策によって循環型社会の形成及びごみ問題に取り組んできたところであり、平成23年度のエコクリーン松江の供用開始により、循環型社会の形成が大きく前進したところである。

一方で、平成28年度に策定した既定計画において掲げたごみ総排出量・発生量、リサイクル率、最終処分量の目標数値については、最終処分量を除いて現状では達成ができていない状況である。

こうしたことから、ごみの排出量、リサイクル率、ごみ処理経費、資源ごみの行方などについて、市民・事業者へ向けて積極的に発信し、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会を共に創りあげていくことが必要となる。

本計画で掲げる基本理念は、既定計画を継承しつつ、令和2年度に策定した松江市環境基本計画と整合を図り、『世界に誇る環境主都まつえ』とし、実現のために推進する取組として、①4R(よんあーる)推進プロジェクト、②ごみの適正処理推進プロジェクトを掲げる。

#### ◆図 2-2-1 (1) ごみ処理計画の基本理念と推進する取組

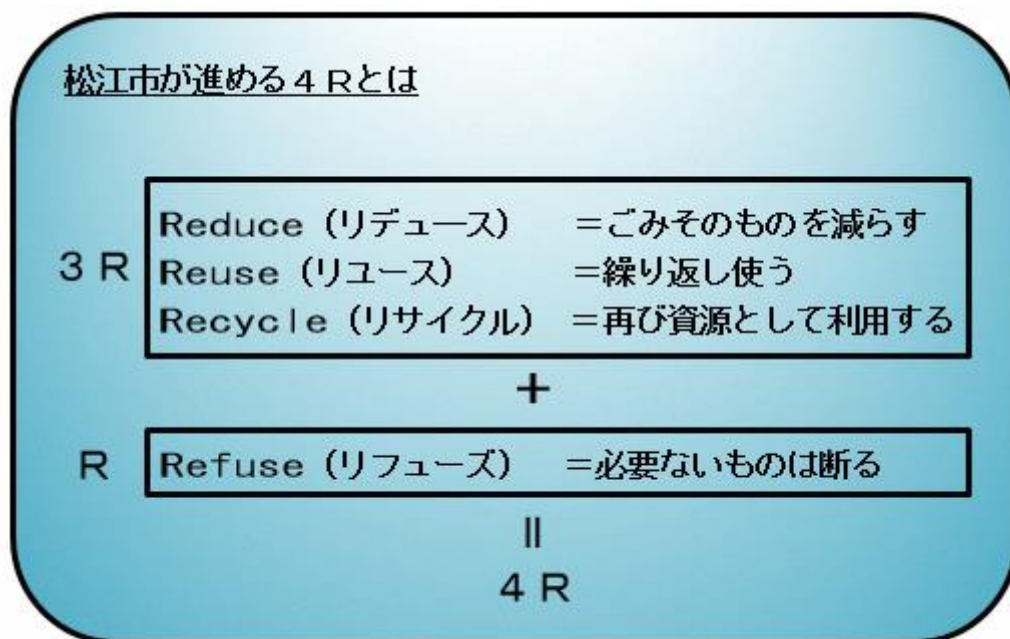
##### 基本理念

##### 『世界に誇る環境主都まつえ』

##### 推進する取組み

- ① 4R(よんあーる)推進プロジェクト (資源循環とまちの美化)
  - ・ 家庭や事業所においては、4R 運動を推進し、環境負荷が少ない持続可能なまちを目指して、ごみの分別・減量化・資源化に取り組む。
  - ・ 市民・事業者・行政が一体となった官民協働で、食品廃棄物の減量化を目指し、食べ物を無駄にしない仕組みづくりや「もったいない」の意識醸成など食品ロスの削減に取り組む。
  - ・ まちの美化を図るため、ポイ捨てや不法投棄、海岸漂着ごみ対策に取り組む。
  
- ② ごみの適正処理推進プロジェクト (安定的なごみ処理体制)
  - ・ 市民・事業者・行政の役割を明確にし、それぞれが高い意識を持ってごみの適正処理に取り組む。
  - ・ ごみの排出段階から処分に至るまで、安定的にごみ処理を行うことができる環境を整備し、処理体制を構築する。
  - ・ 災害発生などの非常時においても、安定的且つ継続的なごみ処理が行えるよう計画を立て、適正な処理体制を確保する。

◆図 2-2-1 (2) 4 Rの概要と具体例





## 2 ごみ処理計画の目標

本計画における処理に関する目標値として、発生・排出抑制目標、再資源化目標、最終処分目標を設定する。

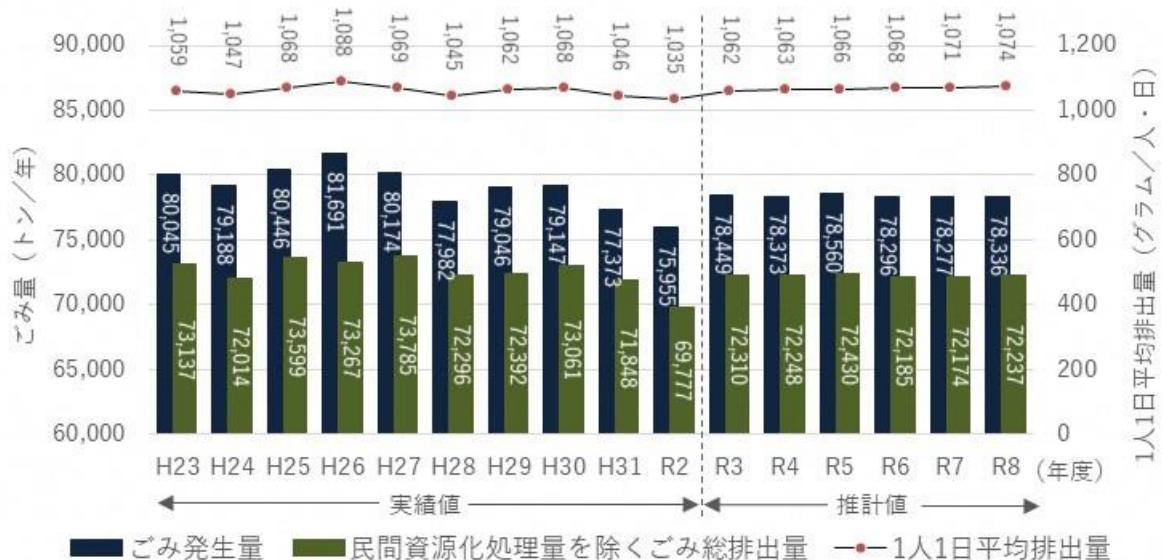
### 2-1 処理に関する目標値

#### (1) ごみ排出量の将来見込み

現状のごみの排出傾向が継続して推移した場合の、ごみ発生量等の将来見込み(単純推計)を図2-2-2(1)、(2)及び(3)に示す。なお、将来見込み(単純推計)の詳細は、参考資料において整理した。

令和8年度のごみ発生量の見込みは78,336t/年、民間資源化処理量を除くごみ総排出量の見込みは72,237t/年である。また、同年度の1人1日平均排出量の見込みは1,074g/人・日である。

◆図2-2-2(1) ごみ発生量等の将来見込み

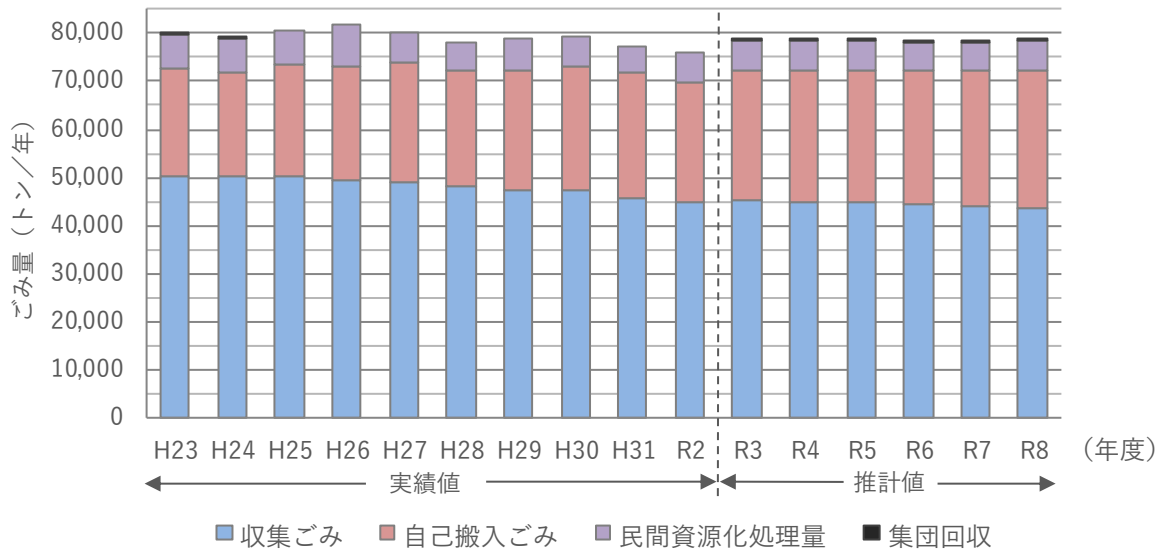


《参考》 令和2年度 民間資源化量を除くごみ総排出量(実績)の内訳

69,777 tのうち、

- ・ 家庭から排出されたごみの量は、50,474 t (全体の約72%)
- ・ 事業所から排出されたごみの量は、19,303 t (全体の約28%)

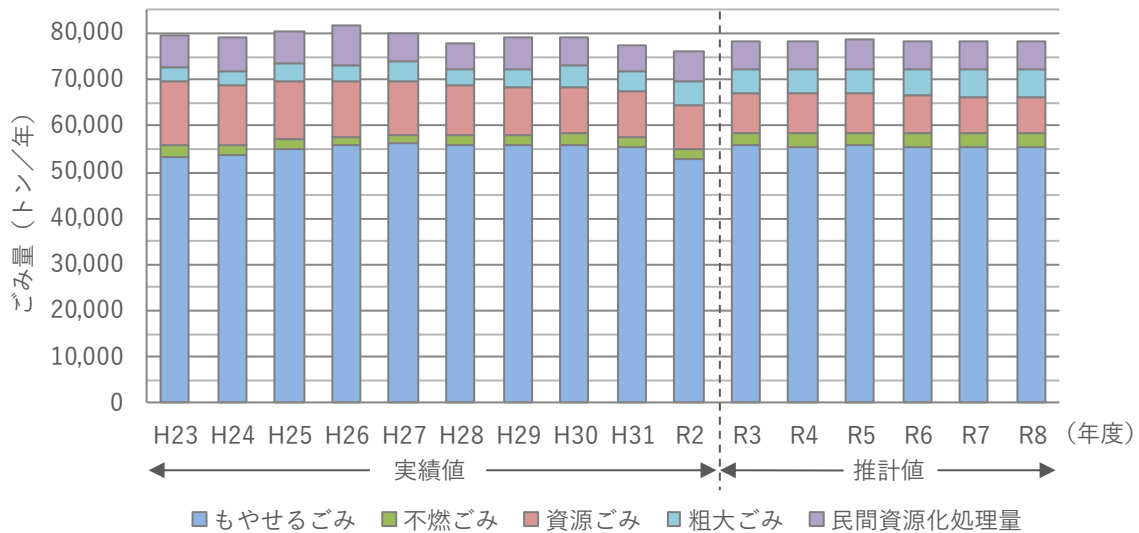
◆図 2-2-2 (2) ごみ排出形態別年間排出量の将来見込み



(単位：t)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収集ごみ	50,064	50,415	50,167	49,612	49,136	47,961	47,211	47,362	45,595	44,849	45,413	45,014	44,777	44,276	43,933	43,667
自己搬入ごみ	22,738	21,433	23,432	23,655	24,649	24,335	25,181	25,699	26,253	24,927	26,889	27,226	27,645	27,901	28,233	28,562
民間資源化処理量	6,908	7,174	6,847	8,424	6,389	5,686	6,654	6,086	5,525	6,178	6,139	6,125	6,130	6,111	6,103	6,099
集団回収	335	166	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	8	8	8	8

◆図 2-2-2 (3) ごみ種類別年間排出量の将来見込み



(単位：t)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
もやせるごみ	53,035	53,521	55,162	55,718	56,174	55,858	55,891	55,850	55,233	52,811	55,644	55,590	55,695	55,480	55,411	55,375
不燃ごみ	2,843	2,127	2,103	2,025	1,991	2,030	2,276	2,442	2,431	2,129	2,631	2,690	2,771	2,825	2,891	2,967
資源ごみ	13,579	13,014	12,514	11,734	11,277	10,724	10,175	10,115	9,635	9,320	8,965	8,679	8,441	8,161	7,934	7,738
粗大ごみ	3,345	3,186	3,820	3,790	4,343	3,685	4,049	4,653	4,536	5,507	5,052	5,271	5,505	5,701	5,920	6,139
民間資源化処理量	6,908	7,174	6,847	8,424	6,389	5,686	6,654	6,086	5,525	6,178	6,139	6,125	6,130	6,111	6,103	6,099

## 2-2 数値目標

### (1) 発生・排出抑制目標

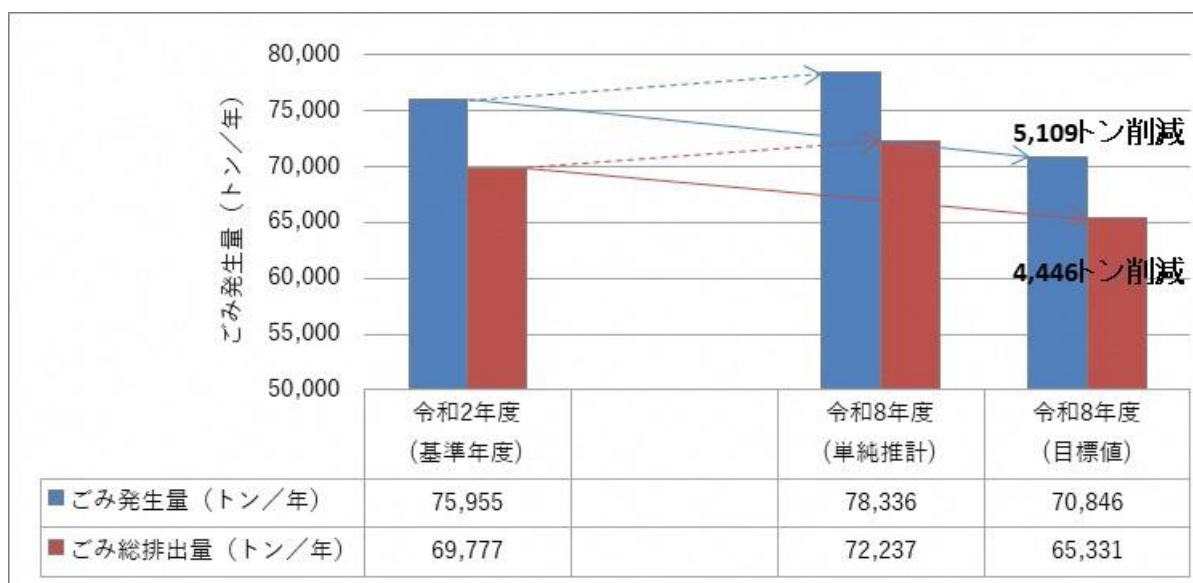
国では「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、一般廃棄物の処理に関する目標として、現状（平成24年度）に対し、令和2年度に排出量を12%削減することとしている。

島根県では「島根県環境総合計画」において、ごみ排出量の目標として、基準年度（平成30年度）に対し、目標年度の令和7年度に10%以上削減することとしている。

令和3年度に改訂した「松江市環境基本計画」において、最終年度（令和7年度）の目標として、1人1日あたりのごみ排出量を971gとしている。

本計画におけるごみ発生量の目標値は、令和8年度を計画目標年度として、「松江市環境基本計画」の目標値971g/人・日に推計人口を乗じた70,846t/年とし、島根県が目標とする平成30年度比の10%以上削減を目指すこととした。また、ごみ総排出量の目標値は、単純推計におけるごみ発生量に占めるごみ総排出量の割合から算出した65,331t/年、1人1日あたりのごみ排出量895g/人・日为目标値とする。

◆図 2-2-3 発生・排出抑制目標



### (2) 再資源化目標（リサイクル率）

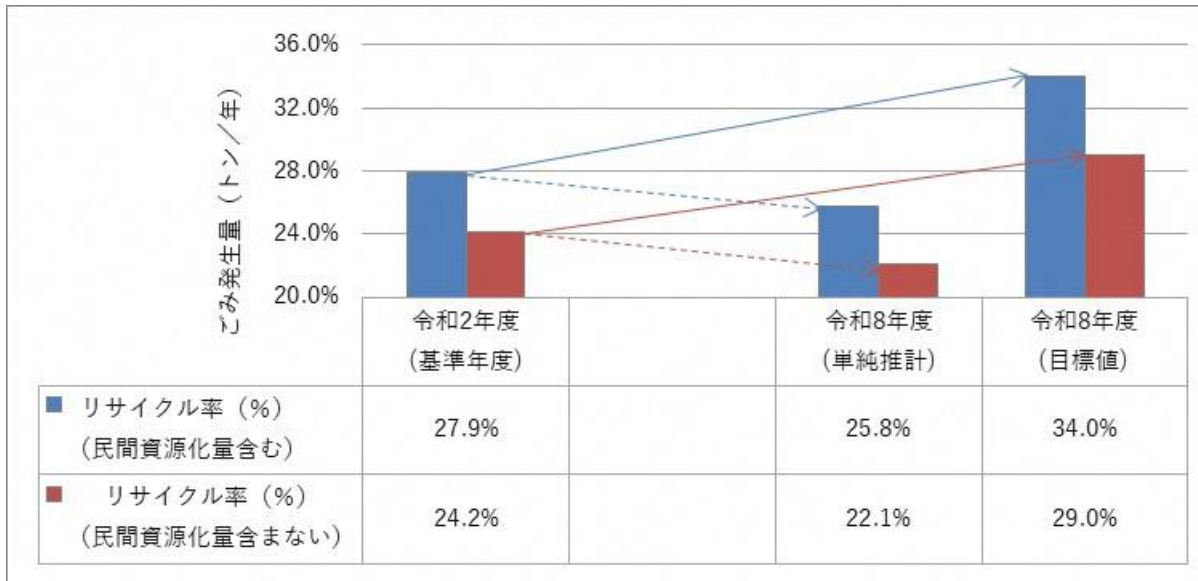
国では、現状（平成29年度）に対し、令和4年度にリサイクル率を21%から27%に増加させることとしている。

島根県では、目標年度を令和7年度とし、リサイクル率を23%以上としている。

本計画におけるリサイクル率の目標値は、既定計画では令和3年度の目標値を本市の処理対象となるごみのリサイクル率を29%以上、民間資源化処理量も含めたリサイクル率を34%以上としており、これを引き継ぎ、図2-2-4のとおり計画目標年度である令和8年度に、本市の処理対象となるごみのリサイクル率を29%以上、民間資源化処理量も含めたリサイクル率を34%以上とする。



◆図 2-2-4 再資源化目標（リサイクル率）



(3) 最終処分量目標

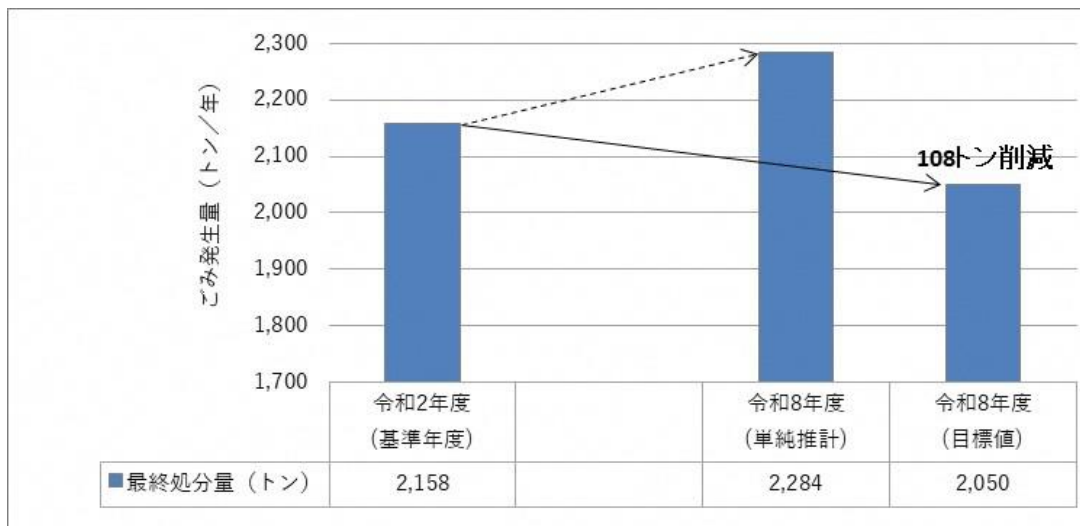
国では、現状（平成 24 年度）に対し、令和 2 年度に最終処分量を約 14%削減することとしている。

島根県では、目標年度を令和 7 年度とし、最終処分量目標を基準年度（平成 30 年度）から 14%以上削減することとしている。

本市では、ごみ総排出量に対する最終処分量の割合が、令和 2 年度実績で約 3.1%であり、既に国や県が示す目標を達成している状況にあるが、ごみの発生・排出抑制及び再資源化などによって、更なる埋立量の最小化をめざしていくものとする。

よって、本計画の最終処分量目標は、ごみ発生・排出抑制目標などを達成した際に発生する溶融飛灰の埋立量に火災ごみなどの埋立量を加えた量とし、図 2-2-5 のとおり、計画目標年度である令和 8 年度に 2,050t/年とする。

◆図 2-2-5 最終処分量目標



(5) 総括

目標値を総括すると、以下の表 2-2-1 に示すとおりとなる。

■■表 2-2-1 目標値の総括

項目	令和 2 年度実績 (基準年度)	令和 8 年度目標値 (計画目標年度)
発生・排出抑制目標 (ごみ総排出量・ごみ発生量)	ごみ総排出量：69,777 t/年 (951 g/人・日)	65,331t/年 [4,446 t 削減] (895 g/人・日)
	ごみ発生量：75,955 t/年 (1,035 g/人・日)	70,846 t/年 [5,109t 削減] (971 g/人・日)
再資源化目標 (リサイクル率)	民間資源化量を含まないリサイクル率 23.6%	29%以上 〔約 5 ポイント増〕
	民間資源化量を含めたリサイクル率 【27.9%】	【34%以上】 〔約 6 ポイント増〕
最終処分量目標	2,158t/年	2,050t/年 〔108 t 削減〕

注) リサイクル率 (%) = リサイクル量 ÷ ごみ総排出量 × 100

【 】内のリサイクル率は民間資源化量を含めたリサイクル率で、上記の計算式のリサイクル量に民間資源化量を含め、ごみ総排出量をごみ発生量として計算した値である。

《参考》 令和2年度実績の1人1日あたりのごみ排出量は 1,035 g  
 令和8年度の1人1日あたりのごみ排出量の目標値は 971 g  
 実績と目標値の差は 64 g

卵Lサイズ 約1個分



ごはん茶碗約半分



【目標達成のために身近なところからできること】

- 1) 生ごみの水切り…生ごみの80%が水分  
水切りをすることで生ごみの重量は半分になる。
- 2) 食品ロスの削減…国民1人1日あたりのごみ排出量は124gと試算されている。  
これは茶碗1杯分のご飯の量に相当する。  
無駄なく食べることによって1人あたり45kg/年が削減できる。
- 3) ごみの分別……ごみを分別することで、もやせるごみの減量とリサイクルにつながる。

(ごみの重量と分別区分の一例)

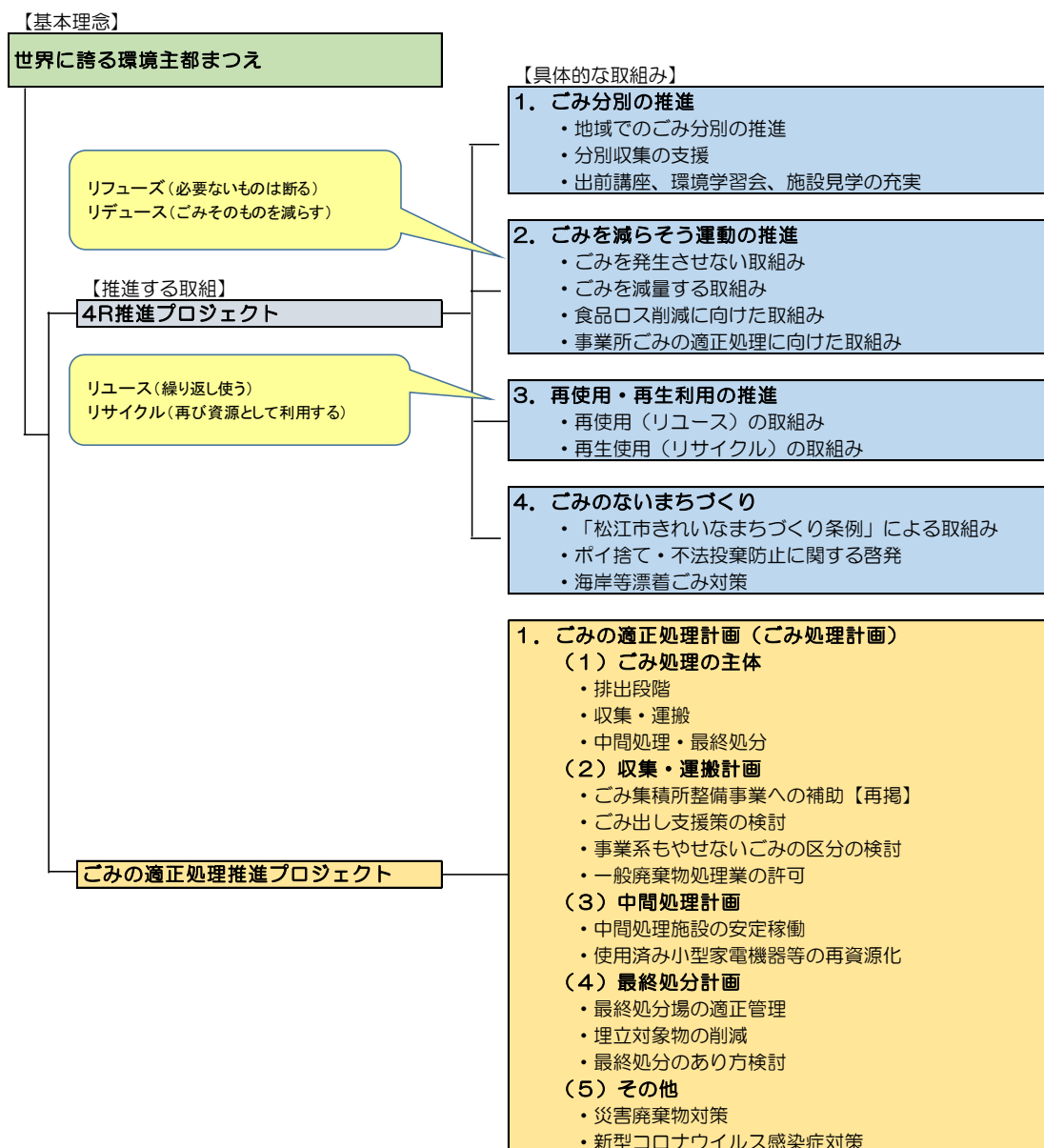
品目	重量	分別区分 (排出場所)
レジ袋	5g	プラスチック製容器包装
食品トレイ	5g	
ティッシュの箱	30g	紙製容器包装
お菓子の箱	19g	
トイレットペーパーの芯	6g	古紙
紙パック (1ℓ)	30g	
アルミ缶 (350ml)	15g	(リサイクルステーション)
ペットボトル	28g	

## 第3節 施策の体系

本市は、本計画で定めた目標達成に向けて、「4R 推進プロジェクト」では「ごみ分別の推進」、「ごみを減らそう運動の推進」（リフューズ・リデュース）、「再使用・再生利用の推進」（リユース・リサイクル）及び「ごみのないまちづくり」を、「ごみの適正処理推進プロジェクト」では「ごみの適正処理計画」を具体的な取組みとして施策を展開していくものとする。

本計画における施策の体系は、図 2-3-1 に示すとおりとなる。

◆図 2-3-1 本計画の施策の体系



## 第4節 4R推進プロジェクト

ごみの分別を徹底し、減量化・資源化を促進するため、市民・事業者・行政が一体となり4R運動を推進していきます。

### 1 ごみ分別の推進



#### 1-1 取組みの一覧

● 地域でのごみ分別の推進	市民	行政
● 分別収集の支援	市民	行政
● 出前講座、環境学習会、施設見学の充実	市民	行政

#### 1-2 具体的な取組み

##### 施策1 地域でのごみ分別の推進

市民のなかから生活環境保全推進員を選任し、ごみの出し方、ごみの分別等の指導をはじめ、ごみの適正処理、リサイクル、生活排水、環境美化などについて、地域に密着した指導、啓発活動を行い、施策の推進に協力してもらう。

また、市民と行政とのパイプ役や、市民の相談受付など、地域のリーダー的な役割を担っていることから、生活環境保全推進員の育成と活動の支援を行っていく。

##### ◆松江市生活環境保全推進員の活動の様子



リサイクルステーションで不適物調査



意見交換会

## 施策2 分別収集の支援

### ・ リサイクルステーションの整備

缶・びん・ペットボトルについては、常設のリサイクルステーションに随時排出することができる。分別の徹底と資源有効利用の促進を図るため、市民や事業所が缶・びん・ペットボトルを排出しやすいようリサイクルステーションの整備と維持管理を行う。



(出典：経済産業省ウェブサイト <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/>)

### ・ ごみ集積所の設置・修繕に対する支援

市民サービスを確保しつつ収集業務の効率化や環境美化の推進を図るため、戸別収集から集積所収集方式への移行を促進する。そのため、5世帯以上が利用するごみ集積所の新設・更新や修繕に加え、2世帯以上が利用するごみ集積所の新設を対象として、ごみ集積施設の整備に係る補助金により助成を行う。



(出典：経済産業省ウェブサイト <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/>)

## 施策3 出前講座、環境学習会、施設見学の充実

### ・ 出前講座の活用

町内会・自治会や市民団体等、小グループで開催されるごみ分別の学習会やセミナーに、市の出前講座を活用されるよう積極的にPRし、きめ細かい環境学習の実施と情報提供を図る。

### ・ 環境学習の充実と市民への情報発信

ごみの発生・排出抑制、ごみ分別の徹底、リサイクルなど、日常生活に密接なテーマを中心とした環境問題や4R運動について、環境学習会を開催するとともに、マスメディア、ケーブルテレビ、市報、ホームページ・SNS・動画投稿サイトなど、あらゆる手段を用いて、多くの市民が簡単に入手できる方法での情報発信を行い、幅広い意識啓発に取り組む。

・ 学校での環境学習への協力

学校と行政、地域が連携し、主に小学 4 年生時に実施される環境学習をより充実させる。  
また、学校給食で提供される牛乳パックのリサイクルなど、学校生活の中で環境配慮の取組みが行われるよう協力を求める。

・ 施設見学の推進

ごみ処理の現状を理解してもらうとともに、ごみ分別の徹底やリサイクルの重要性について理解を深めてもらうため、エコクリーン松江やリサイクルプラザなどのごみ処理施設の見学会を充実させ、学校や町内会・自治会、市民団体等様々な団体の見学を受け入れる。



(出典：経済産業省ウェブサイト [http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/kaden\\_recycle/case2/sozai.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/case2/sozai.html))



## 2 ごみを減らそう運動の推進



### 2-1 取組みの一覧

● ごみを発生させない取組み	市 民	事 業 者	行 政
● ごみを減量する取組み	市 民	事 業 者	行 政
● 食品ロス削減に向けた取組み	市 民	事 業 者	行 政
● 事業所ごみの適正処理に向けた取組み		事 業 者	行 政

### 2-2 具体的な取組み

#### 施策 1 ごみを発生させない取組み

ごみを発生させない取組みとして、マイバッグの持参や過剰包装の削減、詰替商品の購入など、市報やホームページなどを通じて情報発信し、不要なものは断る運動を市民に呼びかけるほか、事業者にも協力を要請する。



#### 施策 2 ごみを減量する取組み

##### ・ ごみ減量についての情報発信

家庭系もやせるごみの分別を徹底し、特に古紙、古着などの資源化を図り、また、生ごみの水切りの徹底、ダンボールコンポストや生ごみ処理機の活用など生ごみの減量化を推進するため、出前講座・ケーブルテレビ・市報・ホームページ・SNS・動画サイトなどにより、積極的に情報発信を行う。

また、ごみの分別・減量化などの簡易な疑問への対応や、「ごみ出し」に関する注意喚起を行うことを目的とした AI チャットボットの導入を検討する。

##### ・ ごみ減量に取り組む団体の支援

古紙類の回収を推進するため、市民・事業者が団体に活動される際に「古紙類再生資源団体回収奨励事業」として支援を行っている。

さらなる古紙類の回収を図るため、新しい制度の検討を行う。

### ・ ごみ処理手数料の適正化

ごみ処理手数料の適正化に向け、令和4年度中に、ごみの排出量、リサイクル率、処理経費、近隣自治体の状況など現状把握と課題の整理を行い、その必要性について十分な検討を行う。併せて、ごみの排出抑制、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を図る。

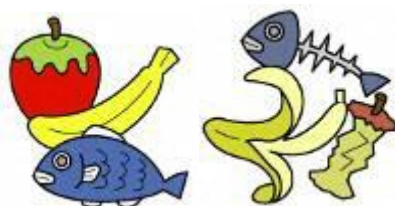
### **施策3** 食品ロス削減に向けた取組み

日本国内では、売れ残り、期限を超えた食品、食べ残しなど本来食べられたはずのいわゆる「食品ロス」が、年間に570万トン発生し、そのうち家庭系が261万トンと推計されている。（令和元年度推計：農林水産省）

本市では、食品ロスの削減に向け、「残さず食べよう30・10（さんまるいちまる）運動」に取り組んできた。

家庭において、食材の使い切りや食べ残し防止等、日常生活における取組みを促進するため、出前講座等の学習機会を充実させる。

また、飲食店や小売店との連携・協働による食べ残し防止のキャンペーン、フードバンク活動等様々な取組みを紹介することによって、情報の共有化を図る。



（出典：経済産業省ウェブサイト <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/>）

### **施策4** 事業所ごみの適正処理に向けた取組み

家庭ごみと異なる事業所ごみの分別について排出事業者の理解を深めるため、啓発チラシ・パンフレットの配付、事業者に向けた学習会などを行い、適正処理の推進を図る。また、事業所におけるごみの分別や減量化に向けた取組み状況の実態をアンケートなどにより把握し、適正処理を促進する。



### 3 再利用・再生利用の推進



#### 3-1 取組みの一覧

● 再使用（リユース）の取組み	市 民	事 業 者	行 政
● 再生利用（リサイクル）の取組み	市 民	事 業 者	行 政

#### 3-2 具体的な取組み

##### 施策1 再使用（リユース）の取組み

使い捨てではなく再使用できる製品の導入や古着のリメイクなど、市民や事業者の関心を引く情報などを発信し、再使用の取組みの促進につなげる。

##### 施策2 再生利用（リサイクル）の取組み

###### ・ 資源ごみ分別の啓発

リサイクルの推進を図るため、資源として区分している8種13分別について、出前講座、ケーブルテレビ、広報誌、パンフレット、SNSやAIチャットボットでの検索対応などITの活用等で啓発していく。缶・びん・ペットボトルについては、リサイクルステーションで現地指導を行う。



（出典：経済産業省ウェブサイト <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/>）



###### ・ 分別ステッカーによる指導・啓発


ごみの出し方・分別の徹底を図るため、計画収集時に排出・分別区分が違う場合は、分別ステッカーをごみ袋に貼って指導・啓発を行う。また、ごみ集積所での出し方が改善されるよう個別に指導を行う。

## ◆分別ステッカー

**このごみは収集できません**

下記の内容をご確認いただき、次の収集日に出し直してください。

- 分別が出来ていません。
  - もやせるごみ・紙製容器包装・プラスチック製容器包装・金属資源  
● 古紙 に分別して、それぞれのごみの指定袋に入れて出してください。
  - ペットボトル・缶・ビン はリサイクルステーションに出してください。
  -  プラマークのないプラスチック製品は、もやせるごみに出してください。
  - 汚れている  は、もやせるごみに出してください。
- 枝木は、量に見合った「もやせるごみ」の指定袋を巻きつけて出してください。(45リットル指定袋で、長さ80cm、しばった枝木の直径がおおむね50cm)
- 粗大ごみです。
- 古紙・古着としては収集できません。
- 蛍光灯は、指定の場所へ出してください。
- 指定された「ごみ」を出す場所ではありません。
- その他



収集日 令和 年 月 日 車両番号 \_\_\_\_\_

○ ご不明な点は、リサイクル都市推進課 (55-5678) までお問い合わせください。

### ・ 事業系資源（古紙・缶・びん・ペットボトル）の受入れ

事業者の分別意識の促進及び資源のリサイクルを推進するため、事業系ごみのうち、古紙については分別のうで指定した施設に自己搬入した場合は無料で受付を行う。また、従業員の飲食に伴い発生した缶・びん・ペットボトルについては、リサイクルステーションで受入れを行う。



(出典：経済産業省ウェブサイト <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/>)

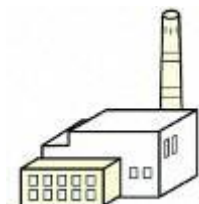
### ・ 施設を活用した環境教育と意識啓発

ごみ処理施設では、引き続き学校や地域からの見学を受け入れ、ごみ処理の現状を理解してもらうとともに、市民のごみに対する知識や分別徹底、リサイクルの重要性について理解を深めてもらう。また、川向リサイクルプラザ内の「くりんぴーす」で行うリサイクル体験教室を通して、再生利用の意識啓発を行う。

・ エコクリーン松江でのリサイクル

エコクリーン松江の適正な維持管理を行い、引き続き資源物のマテリアルリサイクルと、排熱のサーマルリサイクルを行う。

資源物について、スラグは路盤の材料など土木資材等として、メタルは金属製品の原料として有効利用するとともに、発電により廃棄物の熱源利用を図る。



(出典：経済産業省ウェブサイト <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/>)

◆スラグ



◆メタル



## 4 ごみのないまちづくり



### 4-1 取組みの一覧

● 「松江市きれいなまちづくり条例」による取組み	市民	行政
● ポイ捨て・不法投棄防止に関する啓発		行政
● 海岸等漂着ごみ対策	市民	事業者 行政

### 4-2 具体的な取組み

#### 施策1 「松江市きれいなまちづくり条例」による取組み

「松江市きれいなまちづくり条例」に基づき、まちの美化を図り、ポイ捨て等のない、きれいなまちづくりを推進するため、パトロールの実施や啓発を行う。

#### 施策2 ポイ捨て・不法投棄防止に関する啓発

ごみのポイ捨てや不法投棄に対して、広報や出前講座などの学習会の開催などにより意識の啓発を図り、不法投棄の多い場所には監視カメラ、防止看板を設置するなど投棄の拡大を防ぐ。また、警察、松江市生活環境保全推進員、地域を熟知した市民と連携し、パトロールの実施、投棄者が判明しない投棄物の土地管理者による迅速な撤去及び適正処理を指導していく。



(出典：経済産業省ウェブサイト [http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/kaden\\_recycle/case2/sozai.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/case2/sozai.html))

### 施策3 海岸等漂着ごみ対策

湖岸や海岸等への漂着ごみについては、回収ボランティア活動を推進し、漂着ごみの現状と課題について、理解を促すとともに、国、県、近隣自治体と協力し、きれいな湖岸、海岸の維持に努める。

また、陸地のポイ捨てなどによるごみが、排水溝や河川を経由して海岸等へ漂着すると言われており、そのようなごみを出さないための意識醸成を図るため、環境学習などを実施する。

～マイクロプラスチックによる海洋汚染～

マイクロプラスチックとは直径 5 ミリメートル以下の小さなプラスチックのことをいい、陸上から海洋に流れ出たプラスチックごみが、細かい片になったものを言います。

プラスチックは自然分解されないため、海洋汚染や沿岸域居住環境の悪化などをもたらすなど、世界的な環境問題になっています。

特に近年、マイクロプラスチックに吸着した化学物質が食物連鎖に取り込まれることにより、生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されています。



(出典：経済産業省ウェブサイト [http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/kaden\\_recycle/case2/sozai.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/case2/sozai.html))

## 第5節 環境行動プラン

平成 27 年 9 月、国連持続可能な開発サミットにおいて令和 12（2030）年までの達成を目指す持続可能な開発目標（SDGs）が策定されました。こうした国際的な開発目標を達成、持続可能な社会となるために、地球温暖化への対応を経済成長の制約やコストではなく成長の機会と捉えるような従来の発想を転換、新たな様式の活動を起こすことが重要とされました。また、環境省は令和 2 年 10 月に令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、私たち自身が持続可能な社会を創る当事者として、実践できるワークスタイル・ライフスタイルの変革が求められるようになっていきます。

一方で、松江市には日本海や宍道湖、中海に囲まれた豊かな自然環境、城下町のたたずまいを残した歴史的な景観があります。このような私たち市民が受け継いできたものを守っていくとともに、次世代へこの美しい環境を引き継いでいかなければなりません。この環境を守っていくにはどうすればいいのか、私たちに何ができるのでしょうか。

そのためには、「私たち一人ひとりの小さな取組み」の積み重ねが必要です。

ここでお示しする環境行動プランは、本市が取り組んでいくこと、そして市民・事業所のそれぞれの立場で「私たち一人ひとりの小さな取組み」について考える一助となるよう行動の一例をお示しし、市民・事業者・行政が一体となり取り組むことを目指すものです。

### 1. 「ごみ分別の推進」をできることからやってみよう

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>缶・びん・ペットボトルは、中身を捨てすすいで、リサイクルステーションに出す（ペットボトルのふた、ラベルはプラスチック製容器包装で出す）。</li><li>リサイクルステーションを大切に使う。</li><li>地域でごみのことについて話し合ったり、身近な人と情報交換する。</li><li>学習会や出前講座を利用し学習する。</li><li>学校で習った環境のことについて、家族や友達と話し合い、実践してみる。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>多くの市民が簡単に入手できる方法で、情報発信する。</li><li>市民が排出しやすいようリサイクルステーションの整備・維持管理を行う。</li><li>ごみ集積所の整備を支援し、市民が協力しやすい環境を整備する。</li><li>各地域の生活環境保全推進員の育成、活動支援を行う。</li><li>出前講座、環境学習会、施設見学を積極的に PR し、実施する。</li></ul>



## 2. 「ごみを減らそう運動の推進」をできることからやってみよう

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買い物にマイバックを持参する。</li> <li>・ 不要なレジ袋、包装や割り箸などは、店頭で「必要ありません」と断る。</li> <li>・ 食材は食べきれぬ量を購入する。</li> <li>・ 食材を無駄なく使う工夫をし、食べ残しをしないようにする。</li> <li>・ 冷蔵庫の中身を定期的にチェックする。</li> <li>・ 生ごみは十分に水を切ってから出す。</li> <li>・ ダンボールコンポストや生ごみ処理機を活用してみる。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易包装での商品提供に努める。</li> <li>・ プラスチック等資源の使用量がより少ない詰替商品などについて、PR 活動や各種取組みに協力する。</li> <li>・ 事業所から排出される古紙類の資源化に、できる限り協力する。</li> <li>・ 事業所から排出されるごみの減量や分別のことで迷ったら、行政に相談してみる。</li> <li>・ 小分けなどの消費者ニーズに沿った商品の提供に努める。</li> <li>・ 「てまえどり」の協力要請に努める。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみの水切りなど、日常生活上で取り組めることから様々な取組みまで、ごみの発生抑制・減量に係る情報発信を続けていく。</li> <li>・ 食品ロスの削減などを始め、出前講座などの学習内容を充実させる。</li> <li>・ 家庭ごみと異なる事業所ごみの分別について、啓発チラシ・パンフレットの配付、事業者に向けた学習会などを行う。</li> </ul>

## 3. 「再使用・再生利用の推進」をできることからやってみよう

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再度使用できるものは、リメイクするなどして、できる限り再使用する。</li> <li>・ プラスチック・紙製容器包装は、もやせるごみに出さず、リサイクルの容器包装の袋に入れて出す。</li> <li>・ 缶・びん・ペットボトルは、中身を捨てすすいで、リサイクルステーションに出す。</li> <li>・ 古紙・古着は、それぞれにまとめて紐で十字にしばって出す。</li> <li>・ 牛乳パック・白色トレイなど、店舗回収を利用する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コピー用紙の裏紙や段ボール箱など、再度使用できるものはできる限り再使用する。</li> <li>・ 使い捨てでなく、できる限り再生して使用できる製品を購入する。</li> <li>・ 事業所の古紙類を、資源として排出する。</li> </ul>



行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再利用や資源の有効活用につながる取組みの紹介、情報発信を続けていく。</li> <li>• 排出・分別区分が違うごみには分別ステッカーを貼って、適切なおみの出し方を促す。</li> <li>• リサイクルステーションで現地指導を行う。</li> <li>• 事業所から排出される従業員の飲食に伴う缶・びん・ペットボトルの、リサイクルステーションへの排出を促す。</li> <li>• エコクリーン松江では、引き続きマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルを行う。</li> </ul>
----	---

#### 4 「ごみのないまちづくり」をできることからやってみよう

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 河川、湖沼や海域、道路等に、ごみをポイ捨てしないようにする。</li> <li>• 自己所有地に置いている設備や保管物が、風などで飛ばないように、日頃から気を付ける。</li> <li>• 自己所有の山林の草木や川沿いの刈草などが河川、湖沼や海域へ流れ出ないように日頃から点検に努める。</li> <li>• 地域の清掃活動や海岸清掃のボランティアに参加してみる。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業活動で発生した廃棄物は、自らの責任において適正に処理する。</li> <li>• 自己所有地に置いている設備や保管物が、風などで飛ばないように、日頃から気を付ける。</li> <li>• 地域の清掃活動や海岸清掃のボランティアに参加してみる。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ポイ捨てや不法投棄の防止について意識啓発を図る。</li> <li>• 不法投棄が多い場所に監視カメラ、防止看板を設置するなどの対策を行う。</li> <li>• 市、警察、松江市生活環境保全推進員、地域住民と連携したパトロールを実施する。</li> <li>• ボランティア清掃による海岸漂着ごみの回収及び作業を支援する。</li> <li>• 海岸管理者などと情報共有し、きれいな海岸が維持できるよう努める。</li> </ul>

## 第6節 ごみの適正処理推進プロジェクト

### 1 ごみの適正処理（ごみ処理計画）

#### 1-1 ごみ処理の主体

本市管内から排出されたごみの処理段階ごとの処理主体を、表 2-6-1 に示す。

##### 【排出段階】

ごみの分別については、家庭系は 10 種 15 分別（P5 参照）、事業系は 6 種 10 分別（P6 参照）とする。

排出抑制や再利用を推進するための排出者への啓発については、本市が行うものとし、排出段階の再利用や発生・排出量削減の主体については、排出者である市民や事業所とする。

##### 【収集・運搬】

家庭系ごみの収集運搬は、本市（外部への業務委託を含む。）が主体となって行うものとする。

事業系ごみの運搬（搬入）については、事業者自らの責任により行うものとする。

##### 【中間処理・最終処分】

家庭系ごみの中間処理と最終処分は、P8 のごみ処理の流れの施設で行うものとする。

事業系ごみの中間処理と最終処分は、P9 のごみ処理の流れの施設で行うものとする。

ごみの中間処理と最終処分の主体は、本市（外部への業務委託を含む。）とする。

■■表 2-6-1 ごみ処理段階ごとの処理主体

区分	ごみの種類		排出	収集運搬	中間処理	最終処分	
家庭系	ごみ	もやせるごみ	市民	本市	本市	本市	
		粗大ごみ					
	資源ごみ	金属					プラスチック製容器包装
							紙製容器包装
		古紙・古着					新聞紙
							雑誌・チラシ類
							ダンボール
							紙パック
							シュレッダー古紙
							古着
		缶					
		びん					
		ペットボトル					
		蛍光管					

区分	ごみの種類		排出	収集運搬	中間処理	最終処分
事業系	ごみ	もやせるごみ	事業者	事業者	本市	本市
		もやせないごみ				
	資源ごみ	古紙				
		缶				
		びん				
	ペットボトル					

## 1-2 収集・運搬計画

### (1) 収集・運搬に関する目標

- ◎ 収集・運搬方法の効率化の推進
- ◎ 分別徹底に関する市民への啓発や事業者指導によるごみの適正処理の推進

### (2) 収集・運搬の方法及び量

家庭系ごみの収集・運搬は、集積所収集方式を基本とし、委託業者により収集カレンダー方式で行う。

家庭系ごみの収集・運搬量の見込みを表 2-6-2 に示す。

目標達成時の令和 8 年度の収集・運搬量は 39,496t/年と見込む。

事業系ごみの収集・運搬は、事業者自らが施設に搬入するか、又は事業者が本市の収集・運搬許可業者に委託して行うものとする。

■■表 2-6-2 収集・運搬量の見込み

(単位：t)

ごみ種類	単位	実績値 (令和2年度)	将来見込み(令和8年度)	
			単純推計値	目標達成時
もやせるごみ	トン	34,557	34,781	31,459
金属ごみ	トン	881	934	845
資源ごみ	トン	9,113	7,631	6,902
粗大ごみ	トン	298	321	290
合計	トン	44,849	43,667	39,496

### (3) 収集・運搬に関する施策

#### **施策 1** ごみ集積所整備事業への補助 【P40 再掲】

市民サービスを確保しつつ収集業務の効率化や環境美化の推進を図るため、戸別収集から集積所収集方式への移行を促進する。そのため、5世帯以上が利用するごみ集積所の新設・更新や修繕に加え、2世帯以上が利用するごみ集積所の新設を対象として、ごみ集積施設の整備に係る補助金により助成を行う。

#### **施策 2** ごみ出し支援事業の検討

ごみの収集は、集積所収集方式を基本としているが、高齢や障がいなどの理由により、集積所へのごみ出しが困難な方への支援策について、本市の実態や市民ニーズの把握に努めるとともに、環境省が作成した「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」や先進事例などを参考にしながら、関係部署・関係機関などと連携し、検討していく。

#### **施策 3** 事業系もやせないごみの区分の検討

事業系もやせないごみ（従業員の飲食に伴う缶・びん・ペットボトル・弁当がらに限る。）は、事業系もやせるごみと同様に、エコクリーン松江で溶融処理している。令和4年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、国の動向を注視しながら、事業系ごみの区分そのものについて具体的な検討を行う必要がある。

#### **施策 4** 一般廃棄物処理業の許可

本市の事業系一般廃棄物の発生量は、年間約2万tであり、将来的には、発生・排出抑制を推進することで、更に減少する見込みである。一方、既存の一般廃棄物収集運搬業者の処理能力は、約15万tであり、発生量に対して十分対応できる状況である。

一般廃棄物の収集運搬業の許可は、市で処理が困難なものについて、ごみの排出状況と既存の許可業者の収集・運搬能力を考慮し許可を行うこととなる。よって、現行の処理体制で適正処理が確保される状況下においては、新規の許可は行わないこととする。

また、一般廃棄物の処分業の許可についても、現行の体制で適正処理が確保されていることから、新規の許可は行わないこととする。

### 1-3 中間処理計画

#### (1) 中間処理に関する目標

◎ 周辺環境に配慮した処理施設の安定稼働と適正処理

#### (2) 中間処理の方法及び量

本市管内から排出される家庭系ごみのうち、もやせるごみについてはエコクリーン松江で溶融処理を行う。また、資源ごみについては川向リサイクルプラザ及び西持田リサイクルプラザで選別処理等を行い、金属及び粗大ごみ（金属製）についてはエコステーション松江で破碎・選別処理を行う。

事業系もやせるごみ・もやせないごみについてはエコクリーン松江で溶融処理を行う。資源ごみについては川向リサイクルプラザ及び西持田リサイクルプラザで選別処理等を行っていく。なお、木くず等については、一般廃棄物処分業の許可を有する施設にて資源化を推進し、生ごみについても、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の登録を受けた施設での資源化を推進していくものとする。

本市が行う中間処理量の見込みを表 2-6-3 に示す。

目標達成時の令和 8 年度の間接処理量は 65,331t/年と見込む。

■■表 2-6-3 中間処理量の見込み

(単位：t)

ごみ種類	単位	実績値 (令和2年度)	将来見込み（令和8年度）	
			単純推計値	目標達成時
もやせるごみ	t	58,020	61,193	55,343
もやせないごみ	t	1,248	2,033	1,839
金属ごみ	t	881	934	845
資源ごみ	t	9,330	7,756	7,014
粗大ごみ	t	298	321	290
合計	t	69,777	72,237	65,331

### (3) 中間処理に関する施策

#### 施策 1 中間処理施設の安定稼働

中間処理施設（エコクリーン松江・エコステーション松江・川向リサイクルプラザ・西持田リサイクルプラザ）の安定稼働を図り適正に管理運営する。

リサイクルプラザについては、施設の老朽化に伴う施設整備方針について具体的な検討を行う。

#### 施策 2 使用済み小型電子機器等の再資源化

「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に定める対象品目の選定・収集方法・再資源化手法について、現在小型電子機器を金属として収集し、処理を行っているが、近隣自治体の動向と全国的なリサイクル技術の動向、経済状況などを注視し、法律の趣旨に沿った運用について検討する。

#### 施策 3 プラスチック資源循環促進法への対応

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和 4 年 4 月に施行となり、市区町村は、プラスチック使用製品が廃棄物となったものについて、分別基準を定め、適正な分別排出を促進するために必要な措置を講ずるよう努めることが規定された。

本市においてプラスチック使用製品廃棄物の分別、収集体制、既存の中間処理施設をどのように活用できるのかを含め、国の動向を注視しながら、具体的な実施の可能性を検討する。

## 1-4 最終処分計画

### (1) 最終処分に関する目標

◎ 最終処分場の適正な維持管理と周辺地域の環境保全

### (2) 最終処分の方法及び量

本市管内から排出されるごみの最終処分は、現状の処分体制を継続し、本市が設置・管理している最終処分場に埋立処分するものとする。具体的には、エコクリーン松江から排出される処理残渣（飛灰）は西持田最終処分場に埋立処分を行うものとする。また、エコステーション松江、川向リサイクルプラザ、西持田リサイクルプラザで発生する処理残渣はエコクリーン松江で熔融処理し、エコクリーン松江で処理ができない処理不適物（不燃ごみ）は、西持田不燃物処理場に埋立処分を行うものとする。

最終処分量の見込みを表 2-6-4 に示す。

目標達成時の令和 8 年度の最終処分量は 2,050t/年と見込む。

■■表 2-6-4 最終処分量の見込み（重量ベース）

（単位：t）

ごみ種類	単位	実績値 (令和2年度)	将来見込み（令和8年度）	
			単純推計値	目標達成時
直接埋立	t	0	0	0
熔融飛灰	t	1,616	1,723	1,489
処理残渣等	t	542	561	561
合計	t	2,158	2,284	2,050

### (3) 最終処分に関する施策

#### 施策 1 最終処分場の適正管理

最終処分場は、廃棄物処理法に基づく適正な維持管理が必要である。また、埋立終了後も保有水などの排水基準や、埋立地からのガスの発生など、同法に基づく廃止基準を満たし、廃止するまでは維持管理計画に基づく管理が必要である。

今後も引き続き、廃棄物処理法に基づく適正な維持管理を行い、周辺地域の環境保全に努めるものとする。

#### 施策 2 最終処分場のあり方検討

西持田最終処分場の残余容量は、令和2年度の測量値で 19,420 m<sup>3</sup> あり、平成 23 年度以降はエコクリーン松江でごみの熔融処理を行っているため、最終処分量を大幅に縮減できている。今後も 4R の取組みにより、ごみの減量化と再資源化を更に推し進め、最終処分量の縮減によって延命化を図るとともに、既存の最終処分場の有効活用についても検討する。



## 1-5 その他

### **施策 1** 災害廃棄物対策

令和 3 年度に発生した島根町の大規模火災や 7 月、8 月の大雨災害の災害廃棄物処理の経験と反省を踏まえ、平成 30 年 9 月に策定した「松江市災害廃棄物処理計画」の内容をより実効性のある計画に見直し、有事における災害廃棄物の適正な処理体制を確保する。

### **施策 2** 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、ごみの処理が滞ることがないように、既定の業務継続計画を状況に応じてその都度見直し、ごみの安定的、継続的な処理を確保する。

## 第3章

# 生活排水処理基本計画

## 第1節 松江市の水質保全に関する状況

本市には、宍道湖・中海が内水面として存在しており、水域の大きな特徴となっている。また、北部は日本海に面し、宍道湖・中海、日本海に複数の河川が流入している。宍道湖・中海は水質汚濁に係る湖沼の環境基準 A 類型が指定されている。また、宍道湖と中海を結ぶ大橋川に流入する 2 河川および宍道湖に直接流入する 2 河川に対し、水質汚濁に係る河川の環境基準 AA～D 類型が指定されている。海域については 3 地点で A 類型の指定を受けている。その他、市内の主要な河川において、環境基準の類型指定は受けていないが、水質の監視を行っている。

令和 2 年度の環境基準の達成状況をみると、宍道湖・中海では、代表的な水質指標である COD や、全窒素、全りん的环境基準を達成していない。河川では、環境基準が指定されている 4 河川について、全ての地点で、代表的な水質指標である BOD の環境基準を達成している。海域では、全ての地点で、代表的な水質指標である COD の環境基準を達成している。

■■表 3-1-1 環境基準の達成状況

水質状況を示す値		単位	類型	H27	R2	目標値	環境基準
宍道湖 <sup>※1</sup>	COD75%値	mg/ℓ	A	4.7	6.5	4.6 <sup>※2</sup>	3
	全窒素		Ⅲ	0.45	0.48	0.47 <sup>※2</sup>	0.4
	全りん		Ⅲ	0.038	0.059	0.039 <sup>※2</sup>	0.03
中海 <sup>※1</sup>	COD75%値	mg/ℓ	A	5.2	4.4	4.4 <sup>※3</sup>	3
	全窒素		Ⅲ	0.50	0.47	0.46 <sup>※3</sup>	0.4
	全りん		Ⅲ	0.048	0.057	0.046 <sup>※3</sup>	0.03
環境基準（BOD75%値） 達成河川数		箇所	AA～D	4	4	4	-

※1 測定値は複数ある環境基準地点のうち、最も高い数値の地点を記載

※2 島根県「宍道湖に係る湖沼水質保全計画（第7期）」に定める水質目標（令和5年度）

※3 鳥取県・島根県「中海に係る湖沼水質保全計画（第7期）」に定める水質目標（令和5年度）

※水質汚濁に係る環境基準

### 【環境基準】

- 環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、環境基準は、大気、水質、騒音等について定められている。

### 【水質汚濁に係る環境基準値】

- 水質汚濁に関する指標は、河川域の場合は生物化学的酸素要求量（BOD）、海域及び湖沼域の場合は化学的酸素要求量（COD）である。

宍道湖・中海など汽水湖は流域の最下流に位置するため、有機物や栄養塩類等の汚濁負荷が集積しやすく、湖内でのプランクトンや魚介類などによる内部生産のため、汚濁負荷が集積しやすい自然環境にある。

そのような中、下水道の普及率が大きく躍進したことなどにより、近年は水質が改善されてきた経緯がある。

しかし、汚濁負荷物質の発生源が、主には自然由来である山林からの流出に加え、農地や工場からの流出、生活排水や降雨による市街地からの流出など、面的、多岐にわたるため、これまでのように大きな負荷削減が難しくなっている現状がある。これは、日本の汽水湖全般に対する共通の課題である。

特に宍道湖・中海は優れた自然や景観を有することから、一人ひとりにできることとして、これらを保全、維持していく努力が重要である。また、この優れた自然や景観が創り出す観光資源、魚介類の生息、渡り鳥の飛来地としての宍道湖・中海は貴重な財産であることから、生活排水の処理をはじめ、水質改善・保全をより一層進めることが重要である。



(出典：島根県パンフレット「みんなで守り、はぐくむ宍道湖・中海」)

## 第2節 生活排水処理の状況

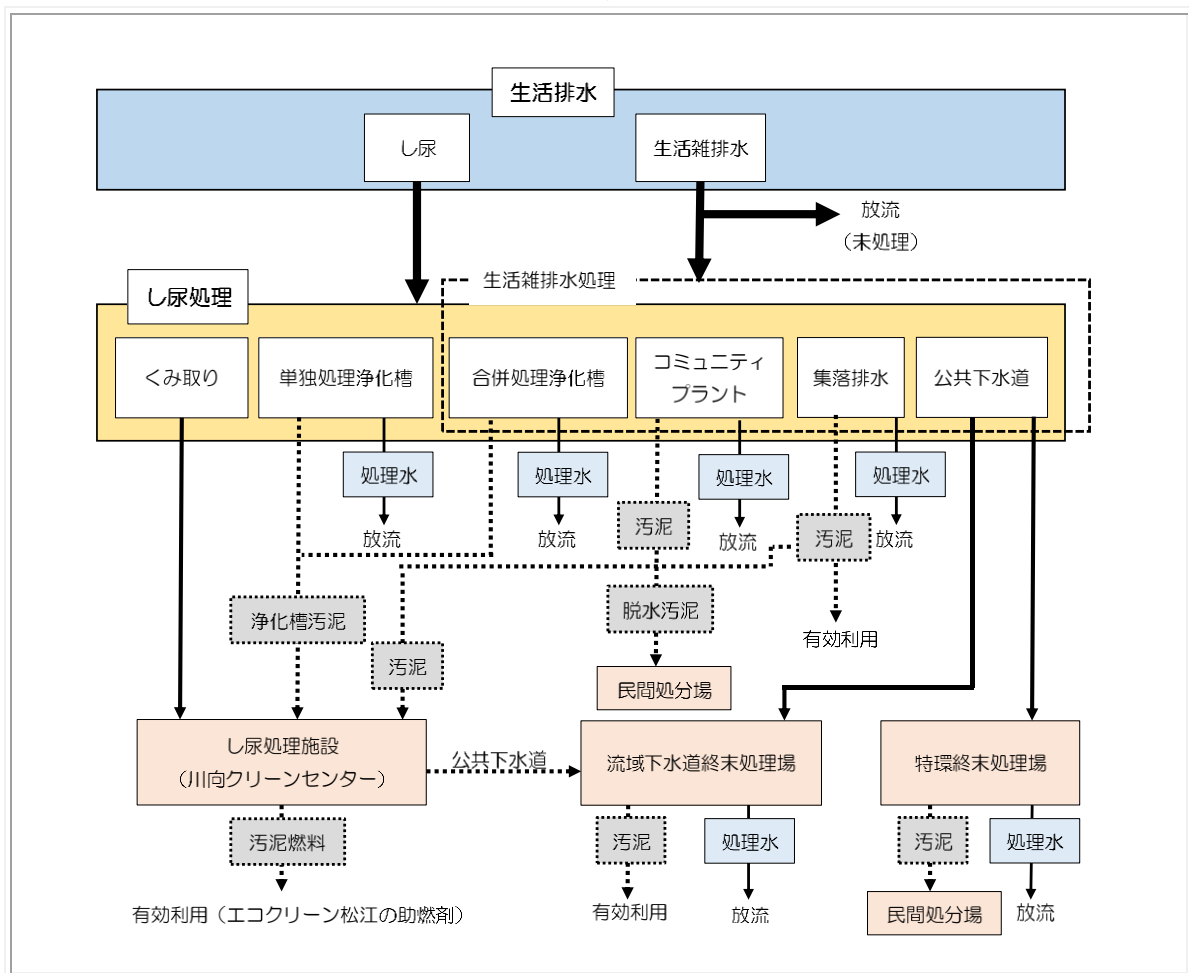
### 1 生活排水処理の流れ

本市管内の生活排水処理の流れを図3-2-1に示す。

本市では、生活雑排水及びし尿の処理は公共下水道、集落排水処理施設（農業集落排水及び漁業集落排水）、コミュニティ・プラント、浄化槽及びし尿処理施設（川向クリーンセンター）で行っている。

川向クリーンセンターでは、搬入されるし尿等の脱水処理を行い、汚泥燃料を製造し、エコクリーン松江で助燃剤として有効利用している。

◆図3-2-1 生活排水処理の流れ



施設名	説明
流域下水道	複数の関連公共下水道で集められた下水を処理する下水道で、都道府県が建設し、管理している下水道。
特定環境保全公共下水道（特環）	公共下水道のうち、市街化調整区域外において農漁村部の生活環境の改善と農業用水などの水質保全、あるいは、湖沼、ダム湖などの自然環境の保全を目的として設置される下水道。
集落排水施設	1集落から複数集落を単位として実施する農村や漁村の集落形態に応じた比較的小規模な下水道事業。
コミュニティ・プラント	計画規模が101人～30,000人の処理施設。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽。
単独処理浄化槽	トイレの排水だけを処理する浄化槽でトイレ以外の生活雑排水は処理しない浄化槽。

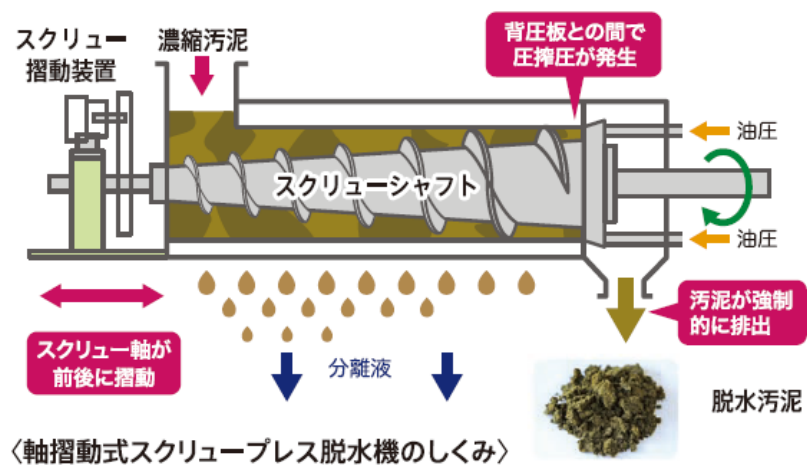
◆川向クリーンセンター



◆汚泥脱水機



◆汚泥脱水機のしくみ



## 2 生活雑排水処理の状況

本市管内の生活排水処理人口の推移を表 3-2-1 及び図 3-2-2 に示す。

集落排水処理施設、コミュニティ・プラントによる生活排水処理人口は減少傾向で推移しているが、公共下水道人口は下水道施設の普及と接続により概ね横ばいにある。令和 2 年度の生活排水処理人口は 185,386 人で、生活排水処理率は 94.2%となっている。

■■表 3-2-1 生活排水処理人口の推移

年度	H28	H29	H30	R1	R2
行政区域内人口 [人]	204,507	203,899	203,029	202,159	200,965
計画処理区域内人口 [人]	199,424	199,208	198,396	197,939	196,854
非水洗化人口 [人]	7,540	7,036	6,895	6,370	5,884
計画収集人口 [人]	7,540	7,036	6,895	6,370	5,884
自家処理人口 [人]	0	0	0	0	0
水洗化人口 [人]	196,967	196,863	196,134	195,789	195,081
公共下水道人口 [人]	155,111	160,476	160,494	160,705	160,479
集落排水処理人口 [人]	25,835	21,000	20,707	20,558	20,235
農集人口 [人]	20,015	15,250	15,076	14,985	14,811
漁集人口 [人]	5,820	5,750	5,631	5,573	5,424
コミュニティ・プラント人口 [人]	1,450	1,428	1,400	1,368	1,365
合併処理浄化槽人口 [人]	3,772	3,765	3,550	3,387	3,307
単独処理浄化槽人口 [人]	10,799	10,194	9,983	9,771	9,695
生活排水処理人口 [人]	186,168	186,669	186,151	186,018	185,386
生活排水処理率 [%]	93.4%	93.7%	93.8%	94.0%	94.2%

注 1) 行政区域内人口：各年10月1日の住民基本台帳登録人口

合併処理浄化槽人口、コミュニティ・プラント人口、集落排水処理人口：各年3月31日の人口

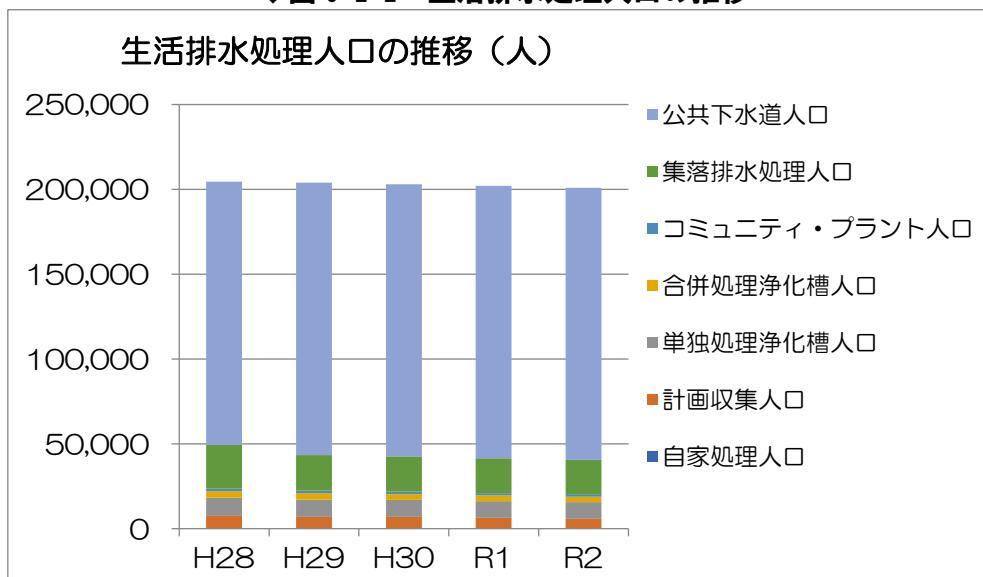
公共下水道人口：各年3月31日の住民基本台帳登録人口に10/1～3/31間の人口動態を加えた人口

※人口動態は公共下水道が整備されている都市部に集中していると想定したもの。

計画収集人口、単独処理浄化槽人口：生活排水処理人口以外の人口を按分した推定人口

生活排水処理人口：公共下水道人口、集落排水処理人口、コミュニティ・プラント人口、合併処理浄化槽人口の合計

◆図 3-2-2 生活排水処理人口の推移





### 3 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

本市管内から排出されるし尿等の実績を表 3-2-2 及び図 3-2-3 に示す。

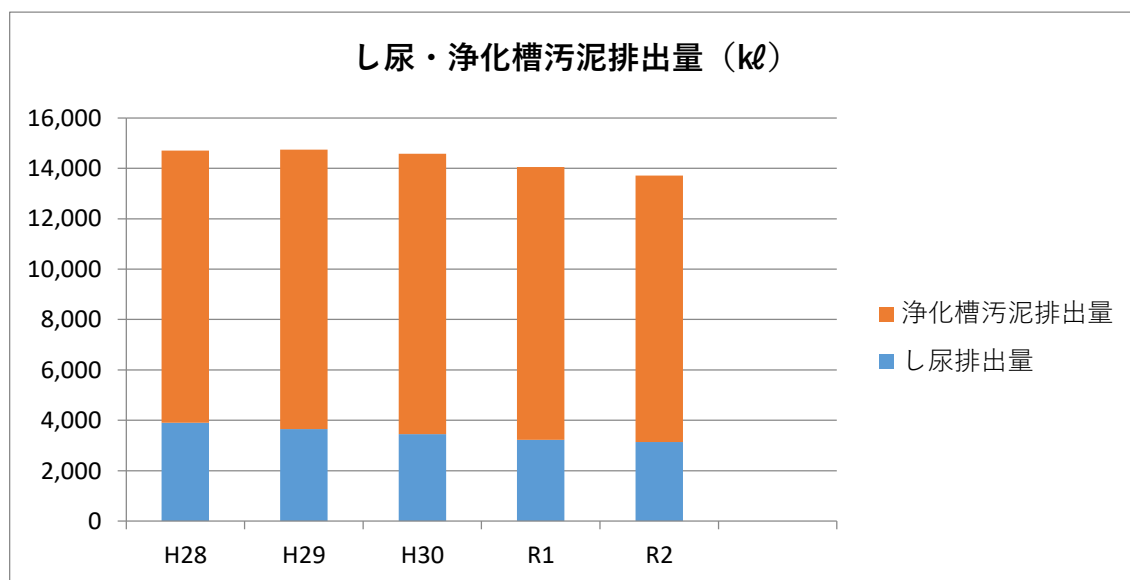
令和 2 年度のし尿排出量は、3,140kℓ/年、浄化槽汚泥排出量は、10,569kℓ/年である。

近年では、公共下水道の普及が進み多くの市民が公共下水道等に接続してきたことにより、し尿及び浄化槽汚泥の排出量はともに減少している。令和 2 年度のし尿及び浄化槽汚泥の総排出量のうち、し尿の占める割合は約 23%、浄化槽汚泥の占める割合は約 77%であり、し尿の排出量よりも浄化槽汚泥の排出量が大きく上回っている。

■■表 3-2-2 し尿等排出量の実績

年度		H28	H29	H30	R1	R2
し尿	年間排出量 [kℓ/年度]	3,908	3,647	3,448	3,221	3,140
	一日排出量 [kℓ/日]	10.68	9.99	9.45	8.82	8.58
	原単位 [ℓ/人・日]	1.42	1.42	1.37	1.39	1.46
浄化槽汚泥	年間排出量 [kℓ/年度]	10,800	11,095	11,127	10,827	10,569
	一日排出量 [kℓ/日]	29.51	30.40	30.48	29.66	28.88
	原単位 [ℓ/人・日]	0.73	0.87	0.89	0.88	0.87
合計	年間排出量 [kℓ/年度]	14,708	14,742	14,575	14,048	13,709
	一日排出量 [kℓ/日]	40.19	40.39	39.93	38.49	37.46
	原単位 [ℓ/人・日]	0.84	0.96	0.97	0.96	0.96
割合 (一日量)	し尿	26.6%	24.7%	23.7%	22.9%	22.9%
	浄化槽汚泥	73.4%	75.3%	76.3%	77.1%	77.1%

◆図 3-2-3 し尿等排出量の実績



## 4 生活排水処理に関する課題

### 4-1 生活排水処理について

本市の水環境保全のため、生活排水処理をより一層進めていくことが必要である。平成 26 年度末に公共下水道や集落排水等の生活排水の集合処理施設の整備が概ね完了したことから、これらの施設への接続勧奨を行い、生活排水処理率の向上を図っていくことが必要である。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り換えについても啓発を行っていく必要がある。

※集合処理施設：公共下水道や集落排水処理施設など複数戸からの汚水を管渠でつなぎ集約的に処理する施設

### 4-2 し尿及び浄化槽汚泥について

#### (1) 収集・運搬

生活排水処理施設の整備が完了した後も、合併処理浄化槽などから浄化槽汚泥が発生することとなる。そのため、し尿及び浄化槽汚泥の計画的な収集を行うことが必要である。

また、本市管内で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、集合処理施設への接続などにより収集量が減少している。そのため、今後の排出動向も踏まえた収集・運搬体制を維持していくことが必要である。

#### ◆し尿収集の様子



#### (2) 中間処理

川向クリーンセンターでは、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて汚泥燃料化設備（高性能汚泥脱水機）の設置、老朽化した各貯留槽の補修など基幹整備を行った。今後も引き続き、搬入量の減少及びし尿と浄化槽汚泥の割合などの処理対象物の性状変化等に対応しつつ適正な中間処理を行っていくことが必要である。

### **(3) 資源化・最終処分**

川向クリーンセンターでは、処理対象物を脱水処理して汚泥燃料を製造し、エコクリーン松江で助燃剤として有効利用を行っている。今後も施設の安定稼働と脱水汚泥の有効利用を図る必要がある。

### **(4) し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の適正化**

川向クリーンセンターの処理方法の変更及び収集量の減少による影響など、し尿処理及び浄化槽汚泥処理に係る経費と公平な受益者負担を考慮したうえで、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料の適正化を図る必要がある。

## 第3節 生活排水処理の目標と基本方針

### 1 目標

本市では昭和 47 年度から公共下水道の整備に着手し、その後の集落排水事業への着手もあり、平成 26 年度に下水道の面整備が完了したことで、汚水処理普及率は概ね 100%になった。

しかしながら、生活排水処理施設へ未接続の世帯が存在し、生活雑排水が処理されないケースもある。未処理のまま公共水域に排出される生活雑排水への対策は、宍道湖・中海等の本市の水環境改善に向けた課題の一つとなっている。

こうした状況から、市民へ生活排水処理への知識向上や生活排水処理施設への接続勧奨の啓発、指導を進め、令和 8 年度の処理区域内の生活排水処理率を 95.0%以上とすることを目指すものとする。

※処理区域：下水道の整備対象とする区域であり、下水を処理場で処理する区域のこと。

### 2 基本方針

整備済みの生活排水処理施設への接続の推進に重点を置き、基本方針は次に示すとおりとする。

生活排水処理に関する基本方針

- ① 公共下水道や集落排水などの集合処理施設が整備された地域では、それら生活排水処理施設への接続勧奨を行い、生活排水処理率の向上に努める。
- ② 家屋が点在する地域では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り換えや合併処理浄化槽の新規設置を推奨する。
- ③ くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の効率的な処理体制を維持する。

### 3 生活排水処理の数値目標

本計画の基本理念、目標を達成するため、令和8年度における数値目標は、処理区域内の生活排水処理率は95.0%以上とし、生活排水処理人口は184,109人以上とする。

■■表 3-3-1 生活排水の処理の目標

	現 状 (令和2年度)	令和8年度目標値 (数値目標年度)
生活排水処理率	94.2%	95.0%以上

※ 生活排水処理率の目標値は、処理区域内人口に対する生活排水処理人口の割合とする。

※ 生活排水処理人口：処理区域内の公共下水道人口、集落排水処理人口、コミュニティ・プラント人口、合併処理浄化槽人口の合計。

※ 生活排水処理率：生活排水処理人口 ÷ 処理区域内人口 × 100

■■表 3-3-2 生活排水処理人口の内訳

	現 状 (令和2年度)	令和8年度目標値 (数値目標年度)
生活排水処理人口	185,386 人	184,109 人以上

## 第4節 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体は、表 3-4-1 に示すとおりである。

■表 3-4-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市及び島根県
集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	本市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等・本市
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥 (集落排水汚泥を含む)	本市

## 第5節 生活排水の処理計画

### 1 生活排水処理人口の将来見込み

本市管内の処理区域内の生活排水処理形態別人口の推計結果は、表 3-5-1、図 3-5-1 のとおりである。

生活排水処理施設への接続等により公共下水道人口は増加する一方で、それ以上に行政区内人口の減少が影響し、それぞれの形態で人口が減少する見込みである。

人口の減少や生活排水処理施設への接続の推進等を踏まえて推計すると、令和8年度の生活排水処理人口は 184,109 人と見込まれる。

■■表 3-5-1 生活排水処理形態別人口の将来推計結果

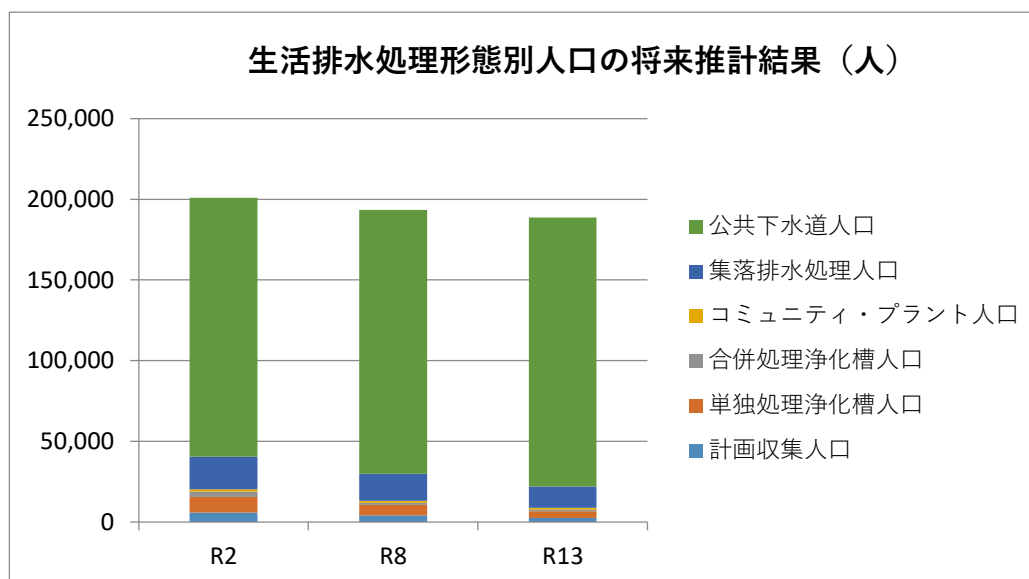
区分	年度	実績 数値目標年度		
		R2	R8	R13
行政区内人口	[人]	200,965	197,846	195,734
計画処理区域内人口	[人]	196,854	193,799	191,730
非水洗化人口	[人]	5,884	4,034	2,494
計画収集人口	[人]	5,884	4,034	2,494
自家処理人口	[人]	0	0	0
水洗化人口	[人]	195,081	190,756	187,156
公共下水道人口	[人]	160,479	163,536	166,507
集落排水処理人口	[人]	20,235	16,689	13,313
農集人口	[人]	14,811	11,873	9,002
漁集人口	[人]	5,424	4,816	4,311
コミュニティ・プラント人口	[人]	1,365	1,215	1,090
合併処理浄化槽人口	[人]	3,307	2,669	2,139
単独処理浄化槽人口	[人]	9,695	6,647	4,107
生活排水処理人口	[人]	185,386	184,109	183,049
生活排水処理率	[%]	94.2%	95.0%	95.5%
計画処理区域外人口	[人]	4,111	4,047	4,004

注1) 行政区内人口は、各年度 10 月 1 日の住民基本台帳登録人口、松江市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和 2 年 2 月）を基に計算した推計人口

注2) 生活排水処理率（%）＝生活排水処理人口 ÷ 処理区域内人口 × 100

生活排水処理人口：公共下水道人口、集落排水処理人口、コミュニティ・プラント人口、合併処理浄化槽人口の合計

◆図 3-5-1 生活排水処理形態別人口の将来推計結果





## 2 生活排水の処理計画

生活排水処理に関する基本方針に従い、人口密集地域については公共下水道、集落排水等の集合処理施設により生活排水処理を行うものとし、市民に接続勧奨を行う。

また、処理区域内の集合処理施設の整備地域以外の地域については、合併処理浄化槽にて処理を行う。

処理区域外の地域については、合併処理浄化槽による処理に向けた普及啓発を進める。

## 3 生活排水処理施設の整備

本市の生活排水処理施設整備事業の概要を表 3-5-2 に示す。

平成 26 年度末に本市管内の下水道の面整備が完了している。今後は、施設の適正な維持管理を行う。

また、市は集合処理施設への管渠の敷設が困難な地域で合併処理浄化槽を設置してきたが、平成 30 年度末で終了した。今後は設置浄化槽の適正な維持管理を行う。

すでに集落排水処理されている区域では、経済性や処理効率等の観点から公共下水道で処理を行うことが有効であると判断された場合は、公共下水道への接続換えを行う。

■■表 3-5-2 生活排水処理施設の概要（令和 3 年 3 月 31 日現在）

事業種別	計画処理区域	処理対象人口	整備区分
公共下水道	【流域関連公共下水道】： 宍道湖流域下水道東部処理区 宍道湖流域下水道西部処理区 【特定環境保全公共下水道】： 恵曇処理区、佐波処理区、千酌処理区、七類処理区、 森山処理区、江島処理区、遅江処理区、馬渡処理区	159,413 人	整備完了
農業集落排水	【松江 7 地区】：古江、長江、秋鹿、本庄、大井、 生馬、大野 【鹿島 1 地区】：一矢 【島根 3 地区】：野波、大芦、加賀別所 【美保関 2 地区】：万原・下宇部尾、菅浦 【宍道 5 地区】：弘長寺、鏡、宍道中央、南城、中來待 【八束 4 地区】：入江、二子、寺津・亀尻、波入 【東出雲 1 地区】：意東	14,811 人	整備完了
漁業集落排水	【松江 1 地区】：魚瀬 【鹿島 3 地区】：片匂、御津、手結 【島根 6 地区】：野井、大芦、沖泊、瀬崎、多古、加賀 【美保関 10 地区】：稻積・北浦、片江、美保関、笠浦、 福浦、笹子、惣津、雲津、諸喰、法田	5,424 人	整備完了
コミュニティ・プラント	朝日が丘	1,365 人	整備完了
合併処理浄化槽整備	集合処理施設で処理可能な区域を除く全域	—	整備完了

※処理対象人口：計画処理区域内の人口

## 第6節 し尿・汚泥の処理計画

### 1 し尿及び汚泥の将来見込み量

本市管内から排出されるし尿及び浄化槽汚泥量の推計結果は表 3-6-1、図 3-6-1 に示すとおりである。

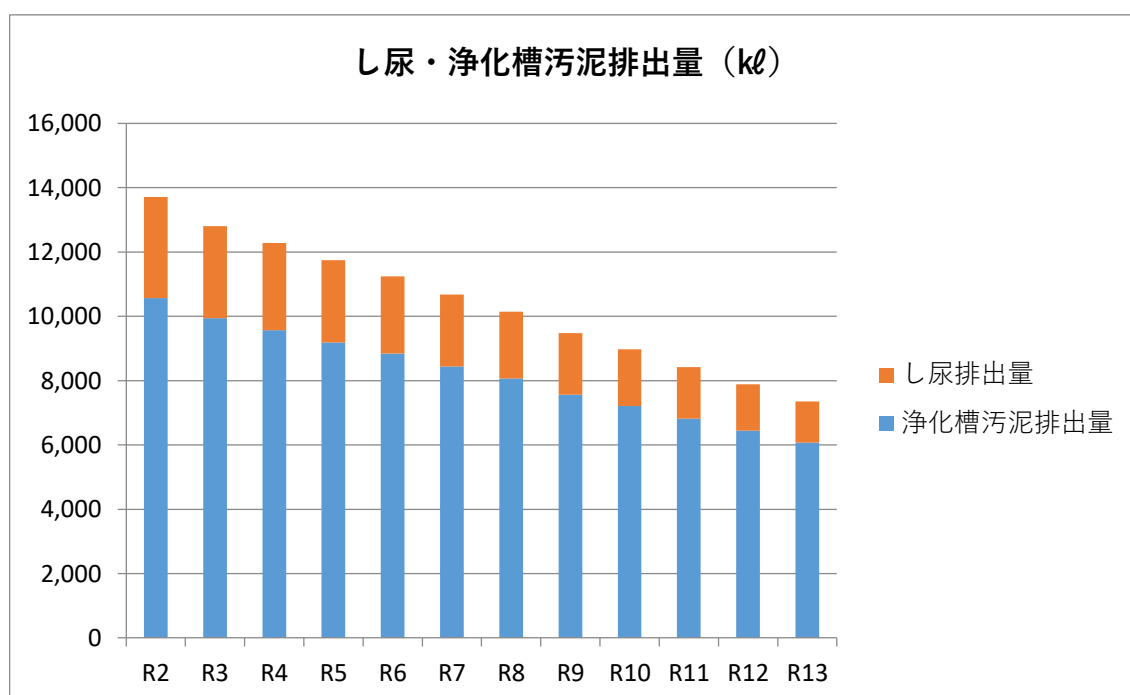
し尿の排出量は、人口の減少及び公共下水道、集落排水等への接続や合併処理浄化槽の設置に伴い減少する見込みである。また、浄化槽汚泥の排出量は、合併処理浄化槽の設置、切り換え、集落排水への接続など増加する要因はあるものの、人口の減少や公共下水道への接続による減少もあり、全体としては減少する見込みである。

令和8年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は、それぞれ 2,076kℓ/年、8,068kℓ/年と見込まれる。

■表 3-6-1 し尿等の排出量の将来推計結果

		実績		推計→				数値目標年度	
		年度	R2	R3	R4	R5	R8	R13	
し尿	年間排出量 [kℓ/年度]		3,140	2,870	2,711	2,553	2,076	1,284	
	一日排出量 [kℓ/日]		8.58	7.86	7.43	6.99	5.69	3.52	
	原単位 [ℓ/人/日]		1.46	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	
浄化槽汚泥	年間排出量 [kℓ/年度]		10,569	9,938	9,564	9,190	8,068	6,068	
	一日排出量 [kℓ/日]		28.88	27.23	26.20	25.18	22.10	16.63	
	原単位 [ℓ/人/日]		0.87	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	
合計	年間排出量 [kℓ/年度]		13,709	12,808	12,275	11,743	10,144	7,352	
	一日排出量 [kℓ/日]		37.46	35.09	33.63	32.17	28.79	20.14	
	原単位 [ℓ/人/日]		0.96	0.93	0.93	0.93	0.93	0.91	
割合 (一日量)	し尿		22.9%	22.4%	22.1%	21.7%	20.5%	17.5%	
	浄化槽汚泥		77.1%	77.6%	77.9%	78.3%	79.5%	82.5%	

◆図 3-6-1 し尿等の排出量の将来推計結果



## 2 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量は、年々減少している。

し尿収集は、業務委託により収集・運搬体制を維持して行うものとし、今後の収集・運搬量の減少に対応した収集効率化の方法を検討する。

浄化槽汚泥の収集・運搬については、本市の許可業者により行うものとする。

計画的な収集運搬及び川向クリーンセンターでの受入体制と連携した搬入を行い、安定的かつ円滑な中間処理が行えるよう、委託業者への指示及び許可業者へ指導を行うものとする。

## 3 中間処理・処分計画・再資源化計画

川向クリーンセンターでの適正処理と安定稼働を図るため、施設の適正な管理運営を行う。

川向クリーンセンターで処理対象物を脱水処理して汚泥燃料を製造し、エコクリーン松江で助燃剤として有効利用する。

## 4 し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の適正化

川向クリーンセンターの処理方法の変更及び収集・運搬量の減少による影響などの処理に係る経費と公平な受益者負担を考慮したうえで、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料の適正化を図る。